

最上紅花取引
形体に關する

生産者並向屋の論争

今田 信一

目次

第一章	最上紅花概説	1
第二章	紅花向屋制度の成り	4
第三章	向屋の専横と廃止運動	9
第四章	新向屋制度の設置	35
第五章	紅花売買会所開設運動	47
第六章	紅花向屋名目の廃止	50
第七章	紅花世話所の開設	53
第八章	結び——経済の動きに抗し兼ねる	66

第一章 最上紅花概説

染色にその原料として紅花を用いたことは、上代のことからであつたが、特に近世徳川時代に至り織物の進歩が著しくなつてからは、その染料の原料もまた著しい進歩を示した。特に阿波の藍、武蔵の紫根、出羽最上の紅花、遠江の茜、丹波の刈安等は、最も有名な染色原料となつた。最上紅花は、徳川中期以後においては、その質においても、その量においても、その名前は全国有数のものであつて、多くの本草関係や農本物産関係の著書に、最上紅花としての名声を謳われただけでなく、天保十一年に大阪から出版された「大日本物産相撲」というものに、東行小結として最上紅花が挙げられ、西行の小結阿波藍玉とその名を比肩しているのである。また出版年号不明ではあるが、京都五條大橋東詰町正本屋堅治版の「諸国産物見立相撲番附」は、東行の閑脇に最上紅花を、それに配するに西行閑脇に阿波藍玉をもつてしているが、その何れも、全国的な特産として相撲番附の三役に書記していることは、最上紅花を染料として非常に高く評価していることを示すものである。

紅花が染料として支那から日本に移植されたのは上代のことであるが、羽州最上地方に植えられるようになったのは、さほど遠いことではなく、中世末期から近世初期にかけてのことであると思われる。元文五年の記録によれば、「国本御百姓紅花作始候事百年余と申矣。」とあり、また天明年中に目早凌世について書上げた記録によれば、元和八年に山形藩主として入部した鳥居忠政が、寛永年中に山形城を普請した際、町割の中に紅花市場を始め制定したとあることから推測すれば、元和寛永頃から隆盛に趣いたものである。しかも最上地方の土性風土が紅花の栽培に適していたために、その普及が以外に早く、寛文頃には既に最上川口輸出品の一つとして、大石田船後所に課税徴集せざるまゝになつた。

山形藩主堀田相摸守が、享保十六年に商人や目早たちを呼び出し、国産としての紅花の出高並諸国

の産出高を調査させたが、その時の報告書によると次のようであった。

一、紅花爲登荷五駄	宮町
一、同 一駄	六日町
一、同 × 四拾四駄	旅籠町
一、同 六拾六駄	七日町
一、同 一駄拾七駄	横町
一、同 拾駄	八日町
一、同 百三拾四駄	十日町
× 一駄百九拾駄	七月二日登改
一、残花 一駄拾七駄程	惣町
一、同 六拾五駄	谷地
一、同 四拾駄程	天童
× 四百拾五駄程	
外二他国出高	
一、百駄拾駄程	奥州福島
一、三拾駄程	奥州三春
一、一駄百五拾駄程	同 仙台
一、百駄程	西国肥後国
但シ西国紅花二而大坂遣二相成	
一、拾駄程	尾張

一、拾駄程

遠州

一、拾五駄程

相模

×他国出高六百五拾駄程

最上他国惣×千貳拾駄程

これで見ると、享保頃には既に全国産出量の三分一以上を最上地方が占めていたことになるが、その後「最上千駄」という言葉が出た所から推測するに、平均して年産一千駄を産出したことになるのであつて、享保寛政十二年の一千四百駄を最高として、四五百駄位の向を上下していた。

一反歩の収獲量は、干花にして大体四貫匁が普通であつたから、これから換算すれば、最上千駄で約七百五拾町歩、多い時には一千町歩という作付面積であり、その売買相場は、年によつて大きな変動はあつたが、大体は四五拾両から八九拾両というのが一駄の値段であつたから、最上地方だけで毎年四五万両から八九万両の大金になつた訳である。

紅花は干花というものにして、一駄三拾貳貫匁に梱包し、これを大部分は京都の紅花商人に送つた。紅花商人は更らに紅粉屋に売捌いたのであるが、紅粉屋は干花から本紅を精製し、染色用或は化粧用にしたのである。

第二章 紅花向屋制度の成立

本紅の製造や染色には、特に長い経験と細い——勤ともいうべき技術とを必要とし、さらに適性の水が不可欠のものであった。ゆえに、新興最上地所としては、摘み取った花を干紅花にするだけで、粗原料のまま先遣地京都方面に輸出しなればならなかつた。これは原料製産地としては非常に損な立場に置かれた訳であるが、技術を持たず、経済觀念に素朴であつた最上地所の農民は、紅花商人の立てる相場に甘んじて、売り出さなければならぬ弱味を持つていたのである。

最上紅花の声價が京都の業界に隆くなつたのは、恐らく元禄頃からのことであると思われるが、その当時の京都における紅花商人を、元禄二年に出版された「京羽二重織留し」から拾つてみると次のようであつた。

紅花向屋

柳馬場八まん町角

会津屋与右工門

堺町通竹屋町上ル角

近江屋休源

蛸薬師東洞院東へ入

松住屋徳兵工

柳馬場上ル角上ル町

井筒屋清右工門

同仲買向屋

升屋太郎右工門

櫛屋五郎右工門

柵屋甚右工門

山形屋八郎右工門

大坂屋清兵工

花屋七左工門

同すあひ

美濃屋重兵工

伊勢屋淨祐

紙屋勘兵工

花屋善右工門

向屋は一般的な組織としては室町時代に発生し、江戸時代に入つて大いに発展し、向屋仲向が互に團結して、大なる商利の独占権を握るようになったものであるが、紅花向屋や紅花仲買向屋は、元禄頃には未だどういふ組織の結成は成ていなかった。向屋は京都に在つて各自の勢力をもつて向屋としての働きをしていたし、仲買向屋は仲買向屋で、生産地の荷主と京都の向屋との間に立つて、自由に立ち廻つていたし、す。あ。い。は。それらと紅粉屋との向、或は向屋と仲買との間に立つて、その手級料をとるものである。しかもこの分類は、どの型体を主として担当するかだけのことであつて、必ずしもそれのみを専業とするものではなかつた。仲買は普通の唐え方からすれば、向屋に從属しているように見えるが、中には向屋と同等の地位に立つて取引を行う場合もあつたし、またその資力においても向屋にまさるものもあつた。す。あ。ひ。も。また時と場合と資力によつては、同様の活動が自由に出たのである。前記京都における元禄頃の十四名の勢力等は一概に從屬關係等を決定されなものであつた。所が享保二十年の谷地念佛講帳の記事によると、「紅花之儀曰てりに付、諸人難儀に存矣処、又々上方より下衆志人も無御座矣。其故は去冬絹糸ことくく嶺西、諸取人紅屋商反難儀候処、四月九日に二條様より紅花相調に田舎へ罷下り不申矣様に急度被仰付、殊に紅花さばけ口之儀向後向屋拾四軒之方より、紅屋百四拾八軒之者共買可申候て、猥りに売買不仕矣様に被仰付候。年行司紙屋勘兵工伊勢屋理石工門別て被呼出堅被仰付候。仍而右之趣最上へ申未候而、諸人難儀に存候云々」とあるが、この記事からすれば、それまで各向屋仲買向屋す。あ。ひ。の。三者が、自由勝手に、自分自分の思わくに従ひ、その資力によつて、最上地方に手代を下らせ、各々必要量だけの紅花を買い集めていたのを、東御奉行が改めて紅花向屋として拾四軒と紅粉屋百四拾八軒を指定し、紅粉屋は必ず紅花向屋からのみ

買取るよう、年行司としての紙屋勘兵工と伊勢屋理右工門に堅く指令したのである。また後述する元文五年の記録に、「年々所々商人紅花売買仕受得共、御百姓は右紅花を以て、御上納並諸役錢差上げ御百姓に至る迄心の俵売買仕受候、六年以前卯の年より、京都紅花向屋拾四軒と相究ト由申未候とある。この卯年というのは前記享保二十年に相当するので、官許の紅花向屋として拾四軒が成立し、年行司を二名づつ置いて、向屋仲向の代表として、対外的なこと対内的なこと一切についての責任を負わせることになつた統制ある制度が確立したのは、享保二十年四月からのことであつたと見られる。新向屋に加つた拾四軒の氏名は、全部は判明しないのであるが、元末がすあひとして活動していた紙屋勘兵工は、年行司として重要な働きをしている処をみると、すあひの仕事を休んで向屋に転向しているし、「織留」に見える伊勢屋淨祐の關係が伊勢屋理右工門であるとすれば、同家も新たに向屋となつた。その外「織留」に載つていない者には、若山屋勘右工門・若山屋喜右工門等も加つてゐるのである。

また「織留」には紅粉屋として名を連ねているのは僅か九軒に過ぎなかつたが、前記「念仏講帳」享保二十年の記事には百四拾八軒を上げ、元文五年の記録には、

京と拾八軒

下八拾壹軒

紅屋共也

とあることからすれば、百五拾九軒の紅粉屋があつた訳である。

享保二十年のこの制度は、前記のように始めて京都に設けられた公式の制度であり、町奉行の管理下におかれたものであつたが、二年以前からお互の向屋紅粉屋向に、私的の組合が講の形で結ばれていたものであつた。その起源は不明であるが、即ち「稻荷講」と称するもので、享保十八年に改正された議定書は次のようなものであつた。

定 丑七月改

一、紅屋講外之新紅屋方へ弥商事不仕勿論直かへ方へも堅売申間講事

二、向屋講外之荷物御買戻紅屋方ハ講中より己未商事仕間敷事

三、売掛銀不埒之方ハ相互ニ中間江申合掛不埒明キ不申内者商事仕間敷事

但中間江ハ不埒と申置内談ニ而勝手成商事被致方相固戻ハ、申合之法式ニ可仕事

一、売先身上不埒之所有之方ハ掛リ合之もの早速申合委細遂吟味相済不申内者中間より商事ハ不戻

申紅屋之取次を以ても商事被致戻方相固戻ハ、中間を差除可申戻勿論取次之紅屋方へも商事無

用ニ可仕事

一、法外之仕掛有之方ハ右同断たるへき事

一、相對之上売渡レ荷物程過被相返方又ハ代物ニ難渋申かけ定置戻直段を押而被引不実成筋中々向

へ届有之戻ハ、向後商事仕間敷戻事

一、惣而埒明方之品惠敷候ハ、縦家名相改候共己未商事仕間敷候事

一、向屋中間可相守申合候事違背之方ハ早速中々向差除キ上下京紅屋方へも届可仕候事

右之通堅相守可申候此外連中帳箱ニ認置候通弥堅可相守候以上

享保拾八年丑七月

稻荷講

紅花向屋中

行事

稻荷
紅花向屋
講中

以上の議定書は、主として紅花向屋と紅粉屋との向の關係、紅屋としての色々な不実な向題について規定しており、不埒の分に対しては一切不売に耐するという罰則を定めているのである。然しこの稲荷講という組織については、講中の者たちに言わせると、嚴重な拘束力を持つものではなくして、「稲荷講之儀」——中略——中向共寄合捧神酒、昔より有来り矣通リ、商売躰之祝儀迄に御座候云々。」とあるように、講仲向の單なる祝儀であり、懇親的な性格を持つていたものに過ぎなかつたものの様である。従つてこの講があつたために、生産地と向屋との向に何か動きの取れない關係があつたのかと言つと、殆どどういふことはなく、売人買人相對の上、勝手次第をもつて広く売買されて来たものであつたし、京都の商人たちは望み次第に手代衆を生産地に下して、自由な売買が行われていたのである。

第三章 向屋の専横と廃止運動

京都町奉行から紅花向屋として拾四軒が指定され、紅粉屋や紅染屋の使用する原料干紅は、総てこの拾四軒からのみ配給を受けなければならなくなったという事は、各方面に多くの影響を与えた。向屋制度の功罪についての一般的な問題は別として、紅花向屋の場合、「拾四軒向屋江紅花荷物爲指登、口銭出し売買仕候得者、年々向屋相潰れ、五ヶ年之内最上商人共江多分損銀相かけ、商人は不反申、御百姓迄必至と困窮」するという状態であつた。この状況は享保二十年の向屋制度確立から、僅か五ヶ年の短期間に起きた重大な向屋問題であつた。

最上地方の紅花商人や紅花生産百姓は、従来自由契約自由売買によつていたので、大体は買集めに下つた手代衆との直接取引が、或は地元の紅花商人との關係において、気楽な問題のない取引で済ませていたものが、売買独占権を握る向屋が発生してからは、そういう訳に行かず、総て向屋の意のままに動かねばならず、しかもそれが京都という遠隔地との關係であつただけに、たちまちにして向屋の謀計手段に引つかへり、このような憂目を見るに至つたのである。

紅花が最上地方の農村経済を左右する最も重要な地位を占めていることは、既に第一章に説いた通りであるが、それがこういう事態になつては、商人も百姓も黙視してひることが出来ず、享保二十年から三年目、元文五年に至つて遂に京都奉行所に向屋制度廃止の訴をなすに至つた。その總体的な訴意は次のようなものであつた。

私共羽州最上紅花商人共ニ御座候。御当地紅花向屋近五拾四軒と相定、已後紅花売買勝手悪敷罷成、其上向屋共より多分損失相懸ケ候向、惣商人商売躰ニ相障リ迷惑仕候ニ付、郡中紅花商人爲惣代、私共上京仕、書付を以奉願上候。

この前提による訴訟は、元文五年の六月から、翌寛保元年の六月頃まで、滿一ケ年以上に亘る長期のものであつて、その向最上商人代表と紅花向屋代表との間に何回となく論争が行われたが、最後には最上商人側の勝利に帰し、紅花向屋制度は僅か三ヶ年間で廢止ということになつたのである。いまこゝに論争の概要を述べて、最上地方における紅花商人や百姓達の、向屋制度に対する言い分や考え方を考察してみよう。

(一) 第一訴訟について

第一の訴訟は元文五年六月廿六日に、惣代柵屋甚右工門青柳屋喜惣次の二名によつて行われたが、その内容は概ね次のようなものであつた。

一、最上商人惣代として、我々四月中に京着、人を介して拾四軒の向屋人、「拾四軒向屋、口銭を以被相勤候上者、最上表江損銀被相懸候事、商人共難得其意候。自今以後向屋拾四軒仲向にて向屋被相勤候ハシ、拾四軒之内相濟候共、残り向屋中より并し、最上商人共江損銀相かけ申向敷と請合被申候様」にて申入れたが、向屋方は全然取合つてくれないこと。

二、その後になつて向屋中から、人をもつて「此後紅花荷切手と紅花代金引替ニ仕り売買致度」と申入れて来たので、我々も得心致し、「拾四軒印形被致候様」と交渉したが、種々理由を申して印形の責任を果さないこと。

三、このうら事情を国元の方に知らせてやつたら、国元の商人共は、「遠国より御公儀様江御願申上小儀、千万恐多奉存小得共、右段之内証ニ而相濟不申上者、難儀之上之難儀ニ御座外向、御百姓商人相立不申儀ニ御座外ハ、御願申上候様ニ」と返答があつたこと。

四、それで意を決し

1. 先年之通り京都ニ而何后へ成共、勝手次第相対を以、廣ク売買仕外様ニ奉願上候。

2. 殊ニ京都紅染屋中も最上江罷下リ、紅花被相調候様ニ是又奉願上候。

という二点を訴願するに至つた。

と述べている。この二点は向屋制度の廃止を眼目として京都における相対売買と、生産地における自由売買を主張しているのである。

この訴願に対して、奉行所では直ちにその実状を調査したが、七月六日に至つて、向屋年行司を勤めていた伊勢屋利右工門と紙屋勘兵工の二人から、次のような返答書を提出した。

一、訴願惣代になつた柵屋甚右工門と青柳喜惣次二人が我々の言に掛け合つた事實はないこと。

二、四目下旬頃、最上谷地の柵屋新二郎と江州白野の西田五兵工という二人が来て、若し向屋衆の身上が潰れ、紅花代金が滞るような場合には、惣向屋中が相償い呉れるよう掛け合つて来たが、然し紅花取引のことは、「羽州山形町年寄大庄屋検断並惣荷主中連状ニ而応答仕しる横例になつてゐるのである。然るに右西人については、上京に肉する添状もなし、また在京の荷主や荷物支配に登つてゐる手代達も、此度の問題については何等の通知に接しておらず、「右西人之申わけ何れも却而不審」のことにさと思われるのである。

三、殊に「現金売延共ニ荷主共と向屋共相対之上ニて如何様共取引可仕候ニ御座候」へば、此度の願の筋は意味のないことである。

と結論し、さらに甚右工門と喜惣次について、不審の点を論述している。即ち柵屋甚右工門は「織留」に見えてゐるように、元禄頃には名のある仲買向屋であつたが、年行司達の言い分によると、其後仲買向屋を止の既に死亡してゐる。その子は柵屋甚四郎と称し、紅花商売はやつていない。先代甚右工門の家来筋の者が、密かに甚右工門を名乗つて今回の拳に出たのかも知れない。また青柳屋喜惣

次という者は、最上谷地にあつて、紅花註文引受渡世をやつてゐるのは事実であるが、只今上京中の最上表紅花荷主達に聞いてみると、喜惣次は目下上京してはゐないということが判明したと申述べてゐる。

以上によつてみると、第一次訴願の内容には殆ど觸れることなく、訴願人そのものに不審の点がある、その裏に何か陰謀が含まれてゐるのではないかという見方を持つてゐた様である。これに対する反ばく書は次の通りである。

一、甚右工門喜惣次兩人を最上商人惣代とする連判状は最上表に取つてある。

二、去年中から上京中の鈴木庄七が、既に切手引替の事について向屋から依頼を受けていたが、この事については拾四軒が印形するなら、止むを得ないと思つてゐた。然るに向屋側は印形しなかつた。

三、添状を持たない事を不審に思つてゐるが、「此儀最上表ニ而庄屋検断並商人中申候者、年々相續損銀かけ不届なる向屋江可申遣旨無之向、添状ニ不及ト云うので、添状は持参しなかつた。

四、向屋拾四軒は或者を通じて、「最上惣代兩人江此度登り道中雜用、京都逗留中小遣等迫遣可申候向、此度之出所相止、一先最上表江御下シ被下候様ト頼んで来た事実がある。

五、願主代柵屋新次郎が、検断庄屋連判のことに關し、六月十六日に最上表に下つた。

六、在京中の荷主支配人達が、私共願の筋を存せぬと言つたところであるが、それはその通りである。此者達は去年七月八月中に出発しており、向題が起つたのは去年伊勢屋利右工門が潰れたという話が伝つてからの事であり、訴願の相談が決定したのは去る十二月から今年の一月にかけての事である。

七、柵屋甚右工門について不審を持たれてゐるが、私は「先甚右工門手代筋ニ而、只今最上ニて柵屋

甚石工門と申候。少々紅花商売仕るし書である。

八青柳喜惣次は紅花注文引請渡世の者であり、向屋濱荷主共損銀相懸、此後荷主注文無之様ニ罷成外而ハ、渡世難成、及難儀ニ、殊ニ惣商人中より名代ニ罷成候様相頼申候故し惣紅花商人の名代になつたものである。

以上が第一訴願に対するお互の申立てであるが、訴願の中心問題となつた紅花向屋廃止のことで、自由売買のことには觸れておらず、訴願人そのものに対する不審と意義の申立てに終始しているだけである。

(二) 訴願代表者の変更

前記再返答書を差上げたのは七月九日のことであつたが、この状況については直ちに国元惣商人共へ飛脚をもつて報告した。それで国元の惣商人は直ちに協議した結果、改めて六名の惣代を立て、諸商人の印形を求め、新しく訴願をすることになつた。筆者所蔵の記録によつて新惣代から諸商人に差出した一札は次のようなものであつた。

一札之事

一、於京都紅花売買之儀、近年向屋拾四軒ニ相究、荷物心之尽ニ引請、其上年々順番之様ニ潰出申、商人方江大分損失相掛ケ申外得者、殊之外商人百姓共反困窮、迷惑仕候故、我々發端ニ而罷登リ先年之通被爲仰付被下外様ニ奉願上外ニ付、名方頼入印形申請候。然上者唯今之向屋共、銀高二三歩口銭相立置外所も、就歩口銭ニ爲致可申候。右之通御願之筋成就致外ハ、残壹歩之所者願人方江可申請外。万一願成就不致外ハ、願之筋入用惣雜用損毛致シ、右願之儀ニ付、如何様ニ被爲仰付外共、名方江御苦勞御損毛一切掛ケ申取外。勿論新庄御領・東根御領・山形御領其外村々諸商人衆印形同意ニ相揃外ハ、掛御目可申候。若相揃不申外ハ、右願書之筋相止メ、各

近江御印形相返シ可申候。爲其一札仍而如件

天文五年甲ノ内七月

證人	鈴木忠助
	中村六郎兵衛
	終屋甚右工門
	太田藤四郎
	終屋新次郎
	青柳喜惣次

土屋屋勘右工門殿

堂々や五右工門殿

伊藤 佐兵工殿

堂々や忠右工門殿

細矢太郎左工門殿

この三人が新たに惣代となつた理由については、八月晦日の口上書によれば、在京中の青柳喜惣次が病氣になつたので、その名代として五兵工という者が上京したのであるが、「五兵工老人ニ而申上兼、其上向屋中より最上商人共ハ、右願之筋不奉存候由申上外旨、五兵工申越候故、」さらに煩中の喜惣次名代として、伯母に当る藤四郎外三人の者が上京したのである。そして口上書をもつて「先達而奉願上候通り拾四軒向屋之内濃ト申立、紅花代金不相渡外故、困窮之商人共紅花商売難成、迷惑至極仕候向、御慈悲ニ先年之通商仕候様ニ被爲仰付被下候ハ、最上郡中百姓商人共ニ難有可奉存。尤紅花商人ハ不反申百姓共ニ一統ニ御願申上候段相違無御座候。」と願出ている。

この口上書に名を連ねた三人の者のうち、荒木屋与兵工と近江屋五兵工の二人が、前記「一札」の

うちの柵屋新次郎と青柳喜惣次に代つて出ている。「念佛講帳」寛保元年の記事に、「京都に商人惣名代ニ甚右工門・藤助・新二郎・忠助、寒河江より六郎兵衛・五兵衛罷登外而、二條御役所ニ御訴申上げ云々」とあるのを見ると、与兵衛の代りに新二郎となつており、前者四名は谷地出身の惣代であり、後者二名は寒河江の商人であつたことがわかる。

(三) 第二回訴願について

八月晦日のこの願に關して、九月八日に奉行所から呼出を受けたが、「此度商人爲惣代、五人之者罷登候上者、先達而而人名前を以願出候趣相認直し、五人印形仕差上候様ニ、しと仰せつけられたので、かぬ／＼奉行所の内意もあり、十九日に向屋共に対談いたし、出来れば向屋共の得心を求めたいと苦心したが、向屋共の方ではどうしても取合なかつたので、十月七日に至つて次のような第二回の訴願を行うに至つた。

奉行所としては、出来ればこの問題を円満に解決したいと思ひ、紅花代金と切手引替の件を向屋側に納得させ商人側の損害を除こうと考えていたようであつたが、向屋側では、「仲向拾四軒と相定候儀並京都紅花染屋商人より直買相止候儀共ニ相定置申儀ニ無之、御上様より被仰付候儀ニ御座候向、何れ被^レ方如何様被相願候共、差而対談可仕儀無之、しと一切相手にならないといふ不誠実なごあつたのである。訴願の内容は概要次のようなものであつた。

一、向屋共は最上商人から荷物を請込むと、売所へも荷主へも、その売買値段は一切通知をしないが、これは畢竟「向屋共×買×売之様ニ相見へ不分明」のことであること。

二、売買口銭は、紅花志駄に付き古銀三拾匁、文銀ならば五拾匁ずつ商人から渡して居たのであるが、

最近は赤狀代銀の三分に引上げたばかりでなく、向屋瀆を申立て、「商人共江多分損銀相懸ケ候」ことは、誠にその意を得ないことであること。

一、稻荷講の定書によつて売捌いているので、紅染屋から向屋に損失を掛けること等は無い筈なのに、こゝ五ヶ年の中に、「若山屋勘右工門紙屋勘兵工・若山屋善右工門・伊勢屋理右工門合四人瀆ヲ申立、最上商人共江損失相懸候金高凡七千兩余之処相違無之」にも拘らず、向屋共が口上に申上げるには「瀆ニ而ハ無之因證相對を以、商人共江損銀相掛候。」という訳、こゝういう無謀な手合について「最上商人共、遠路之海上爲差登候荷物、相對を以損銀引請可申儀無御座候。」こと。元未向屋というものは「売人買人引合相對之上荷物取捌、口銭ヲ取商買相立申ものニ御座候ハハ縦無勘筋ニ而身上相瀆候共、商人共江多分損銀相掛可申筋ニ無之筈」と考えられる。これでは向屋商売が紅花商人が、その性格が紛わしいものであること。

こゝういう状態では、今後紅花荷物を指登せてみた所で、その取捌諸色については、甚だ疑わしいものがあるので、次のような点を改正してもらいたい。

一、紅花売買は「売人買人向屋之会相對之上直段取相商事爲致度しいこと。

二、向屋や紅染屋の瀆と称するものを防ぐために、「紅花一色売買見届ケ之爲、最上商人共より御当地江出店相立置、商事日々二見届ケ売買諸指引不埒無之様ニ吟味仕、白地取引爲致しいこと。

三、向屋は拾四軒と定められているが、今後は「相望候もの御座候ハハ、商売躰ニ御座候向、是又勝手次第ニ相立させ候様に」仰付けられたいこと。

四、口銭は「先年之通り古銀三拾匁の割しにされたいこと。

五、近年御停止になつた、紅染屋が最上に罷下り、商人共へ依頼して直売買することについては、「最上商人共が御当地江出店相立候上ハ、若紅染屋共勝手を以最上直売買仕度候ハハ、右出店ニ而

勝手之商人と申合買入候ニ致させ度奉存候。之候得ハ紅染屋共直々最上罷下り候も同様之訳と
考えられるので、そのように取計られたいこと。

毎年九月から十月にかけては、京都において紅花の売捌時節に入つているのであるが、向題が中々
解決しないので、最上から上京中の商人共は、売買取引が出来ず、甚だ迷惑なことであつた。それで
誦願代表三名は、十月十三日に

一奉願上候趣被爲仰付下置外ハズ、荷物も愈々相捌可申

二遠国商人共数日逗留仕候も別而迷惑ニ奉存候

という二つの理由を上げて、早急に願意を裁断してもらいたい旨を追訴した。同様の追訴は同月廿一
日にも行われたが、十一月八日に至つて漸く取上げられ、奉行所に商人惣代を呼出し、「向後紅花現
銀売ニ仕候ハ、商人勝手に可相成し筋がないかとの質問であつたので、その点についての意見を、
前記享保十八年に改正された「稻荷講議定書」を添えて提出した。

一紅花の延売ということは、是れまで商人共が希望してやつたことではなく、「元表現銀売之もの
二御座候得共、現銀と斗り限り候而ハ売口狭く、商人共不勝手ニ御座候向、延売現銀両用ニ而売
買仕りし末つたのである。尤も「紅花上物之分ハ現銀と斗も相捌不申得共、中より以下之紅花ハ
望人少く、自然と売残罷成差向ニ罷成候向、代銀曰ヲ延候得ハ、其勝手を以買取候儀も有之候、
双方勝手を以延売ニも仕了つた訳であり、更らにまた「紅染屋有徳之ものハ格別、中以下之商売
人、現銀と斗りハ調兼申ものも御座候。之様之方江ハ紅花上中下ニ不限、直段等之品ニより、一
月二月或ハ三四ヶ月迄相対を以代銀延置」ということも止むを得なかつた。従つて現銀売一色に
される様な事になつては、

1. 中以下の紅屋共が調い兼ね、自然商売を止めなければならぬ状態に陥る。

2. 商売人が少くなれば、紅染物の直段が騰貴することになる。

という恐れが多分にあり、それに伴つて最上地方としても、京都方面にしても、売口が狭くなるのは当然であるから、「現銀売一色之儀御請仕り兼ねしる。是非「延売之儀ハ買人売人勝手次第ニ相対を以売買仕候様」に仰せつけられたい。

二、稻荷講は、向屋仲向の寄合で、昔から神酒等を捧げる軍なる祝儀として、昔から有りまつたものだが、実は「稲荷講と申す名目ニ而、紅花売買之譯、向屋共勝手之申合書」と考えられる。紅花というものは相場ものであるから、拾四軒に限り取捌をしても、直段には格別高下は生じないものである。それを稲荷講に名を借り、「買人売人引合不申、向屋共斗リの心任セニ取捌候故紅染屋共買口せまく難儀」になるのであり、紅染物も高直となるのである。売買直段については、商人共へは下直に勘定、紅染屋へは高直に売捌き、その上漬と称して、身分の身上の不如意を申して、商人共へ理不尽に損失をかけ、そのために「紅花作出候村々御百姓共道、必至と困窮仕る」有様である。それで先の訴訟では、出店を説きたい旨申上げたが、遠国のことでもあるので、今回はその儀を取止め、次の趣だけ許可されたい。

一、買人売人直々相対致させ、白地ニ売買させること

二、口銭は以前のように巻駄につき古銭三拾匁つゝ渡すこと

この返答書は、稻荷講定書と共に十一月十三日付で提出したのであるが、それに対して十二月二日に双方が呼出され、「紅花取捌之わけ、商人共疑不申様ニ、明白ニ売買可仕由」向屋共へ指示すると共に、「商売舛取引白地之わけ、向屋共江再談可仕旨」双方江申渡されたが、その時の申渡書の概要は次の通りであつた。

申渡

羽州最上紅花商人惣代

於屋甚右工門

青柳屋喜惣治代

藤四郎

此外 四人

右三人之者共願之筋、先達而紅花向屋行事共と召合吟味之上、畢竟紅花現銀ニ致売實候得共、荷主之擔銀有之向敷事ニ候段、願人共江申面候処、今一應了簡仕、可相願旨ニ而、追付書付指出、京都出店之儀ハ願相止メ、拾四軒之外ニ手広致売實、紅屋とも国元へ罷下リ、直買いたし候様ニ仕度由、尤現銀売實之儀ハ、怪キ紅花共不勝手ニ付、雙方相對仕度候荷主と買人と直段仕、口銭前々相渡候古銀三拾匁之割合を以相渡候様ニ仕度由申之候。此旨紅屋向屋行事共江相尋候処、現銀売實指支候儀ハ、荷主と相對ニ而取引仕候得ハ、滞儀ハ是迄無御座候。口銭之儀前々ハ荷物尅狀ニ付銀三拾匁宛取未申候得共、近年ハ荷主と相對之上相極候銀尅メ匁ニ付三拾匁宛取未候由申候得ハ、押而取候儀とは不相面候。六年以前吟味之上、紅屋共国元江下リ直買之儀停止ニ申付、向屋拾四軒相極候事ニ而、此度三人之者申越ニハ難成候。売人買人直相對口銭之儀段、荷主と向屋相對之事ニ候。都而商売取引口銭等之儀、奉行所より申付候筋ニ而ハ無之候條、向屋共ト幾重ニも可致由談事。

申十二月

これによれば、紅屋が勝手に国元に下つて直買するということは、向屋を認可している以上、不可能のことであるが、現銀売買のことや、口銭変更のこと等は、向屋と相對の上で決定したことであつ

て、奉行所が強制的に押付けた筋のものでないから、向屋共の言と納得の行くように再談するようにとの申渡であつた。

これでは、向屋共の勝手横暴な振舞にも罷れていないし、商人や百姓達の損失にも具体的積極的な同情を示してなく、むしろ向屋側の申立説明に心を傾けているかにさえ見えるのである。兩者相対で解決せよとなれば、大きな資本の力をもつている向屋側に齒の立つ訳がなく、弱い生産者側が泣き寝入りをしなければならぬ状態に陥ることは当然であつた。

(四) 第三回訴願について

奉行所の申渡により、商人代表者は十二月三日から度々向屋行事方へ赴き、「向後紅花荷物被取捌候節ハ買人売人引合白地ニ直段取組売買被致候様」と、色々申入れを行つたが、行事方は「向屋拾四軒ニ相定候已後、商売取捌之筋共ニ、御公儀様より被仰渡之品を以取引致儀ニ候向、此已後相改買人売人引合、或ハ売先誰方江売拂候と申儀ニ而も、荷主衆江相爲知申儀一切不罷成候。」と強くこれを拒否している。

彼所では相対で決定したことは、不都合があれば相対で改正せよと言ひ、向屋行事の方では御公儀様からの命令でやつてゐることであるから、我々の知つたことではないと言ふ。

然しながら、六名の代表も向屋の尊横に対しては、飽くまでも対抗して、最上地方の経済を守らねばならぬという強い決心を崩さず、十二月十日付をもつて、時の奉行馬場隠岐守と嶋長門守宛に、第三回目の口上書を提出して、正常な裁断を下されるよう訴願した。それは実に「向屋拾四軒ニ相定候已後、商手狹惣商人至極反迷惑、救回奉願上候所相叶不申、乍恐千万迷惑奉存候。」という、誠に悲痛な気持ちの表われであつた。また「買人売人引合不申、売先之紅屋へ取組候直段、荷主方へ爲相知

不申候而ハ、何分向屋共後くらき致方ニ御座候。ト向屋の勝手な所業に深い疑いを向け、「先達而被爲仰渡候御趣にも、商人共疑不申ため、明白ニ売買可仕由被仰付候所、御前ニ而ハ御請仕、内證ニ而ハ勝手を申し、売買明白之訳相対不仕候段、迷惑ニ奉存候。トその不実を強く責めているのである。

所がどういふ理由か、第三回の訴願も役所の取上げる所とならず、番所から石黒三十郎の名をもつてこの訴状が代表の手元に返却されてしまった。

(五) 箱訴について

最上商人の願意について、役所も向屋側も何等の誠意を示さず、十二月十日の訴状は却下という非情な結果をみるに至つては、憤激せずにはおられない。そこで代表達が慎重に相談の結果、京都所司代に箱訴を致し、最後まで戦い、この理不尽極る向屋側の態度を改めさせようと決意、十二月廿一日に次のような口上書を提出、黒白の早急な裁断を要望した。

乍恐奉願上口上書

一拾四軒向屋等々相潰し、最上商人江多分損失相掛候儀、先達而御奉行様へ御願奉申上候處ニ、十
四軒向屋共々申上候ニハ、紅屋方々向屋へ損失相重リ候故、商人共江も損失相懸候様ニ申上候。
此儀いなり講と申す定書を仕り、向屋共荷物売買仕候上ハ、売先之紅屋より、向屋損銀相かけ申
儀無之様ニ奉存候。則猶荷講之写前持仕候向指上申候。御当地紅染屋共被召出、向屋へ是迄損銀
相懸候哉、乍恐此旨御吟味被成下度奉願上候事。

一拾四軒向屋之儀、三廿以前御奉行様御吟味之上被爲仰付候御儀ニ御座候。今又御改被遊候儀難成
旨被仰聞候。併拾四軒と相定候已後、紅花売口手狭、殊ニ向屋共勝手多、我成取捌仕、商人紅

屋之難儀二相構不申候故、双方至極迷惑仕候二付、乍恐再應奉願上候。併右拾四軒向屋方二而、紅花売買不仕候者ハ、対御公儀様へ、何様之御指図御座候哉難斗奉存候。拾四軒相定候而ハ、向屋之勝手斗二而、商人百姓紅染屋一統之難儀二御座候向、御慈悲二而御吟味被成下度奉願上候御事。

一、紅花売買口銭之儀、先年ハ紅花表狀二付古銀三拾匁相渡候処、六年己未紅花表狀代銀高之内三歩通二引取売買仕候。困窮之商人迷惑二奉存候向、奉願上候御事。

一、御当地紅染屋中、前々ハ羽州表へ直之罷下り、紅花相調候處二、三年以來向屋拾四軒二相極候而方、罷下り候儀御留×被遊候向、買人無少、時二より紅花相捨^カり候事有之、御百姓至極迷惑仕候元未紅花直仕入之儀系荷物二紛御留×被遊候様二奉承知候。然ル處二系會所之儀相止候上ハ、系荷物紛候儀モ有之向敷様奉存候向、乍恐御願奉申上候御事。

一、売人買人引合白地売買仕候事、双方御召出之上被仰向候。殊二以書付之幾重二モ再談仕候様二被仰付候向、向屋行事方へ參り、度之対談仕候へ共、白地之訳書而相成不申由申候。夫故右之訳書付之以当月十日二御訴奉仕候處、当年上宗之商人共、荷物相拂罷上候上者、一統二有之向敷哉之旨被仰向、書付御返シ被遊候。併当年二不限爲差登候紅花荷物之儀、殊二私之モ奉願上候儀、未落着不仕、他所二而相捌不申代物二御座候へハ、商人之儀金子二手詰、乍不勝手無扱売扱申候。乍恐右之訳御吟味被成下度奉願上候御事。

右之通、是迄之書付之以御願奉申上候處、双方被召出御吟味被成候得共、一應対決不仰付候。殊二拾四軒向屋共何之御用承候哉上訴仕、我處成返答申上候。此上乍恐向屋共被召出、右之趣対決被爲仰付被下置候様二奉願上候。此度差上候烈印寫、御料所黒沢直右工門殿御代官所商人共二紛無御座候。右御料所寒河江村谷地村方爲差登候紅花荷物之儀、商人共烈印之以相頼候趣、御慈悲之被

爲仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候。以上

羽州最上紅花商人

惣代

終屋基右工門

元文五年申十二月廿一日

高惣二代 藤四郎

中村屋太郎兵工

此者罷下り

鈴木屋 忠助

此者病氣ニ而罷下り

荒木屋与兵工

御奉行様

二の箱訴は流石に取上げざるを得なかつたので、役所では十二月も愈々押詰つた廿六日に、惣代達を御番所に呼出し、「当年向も無之儀ニ候向、年明早々御吟味被遊候儀ニ候向、罷下り不申様ニ可仕旨を命じ、さらに若し帰国した様な者があつた場合には、此度の訴出も却下すると仰付けられたので、惣代達は遂に京都で越年、その機を待つたのであつたが、正月廿二日に至つて、石黒三重郎の番所に呼出され、「子守一享保十七年一己未之紅花直段之記相認候而指上候様」にと申付けられた。

然しながら、役所のこの要求は無理な話で、「最上郡中と申候而も、在々所々數多、殊に奥州紅花入込候故、賦教之儀難相知しことであつた。惣代として上京中の者が寒河江谷地ニ地方の者であるので、山形天童植岡方面にかけての、所謂川東地方の産額は殆ど判らないのみならず、本文にもある通り、奥州筋の紅花も、京都に送るのには一旦最上世帯に移送し、大石田から最上川を下し、酒田敦賀を経て、陸路京都に届けるのが定法であつた。新山駅武田荷向屋で記録している天明三年の「往來御役荷物並入手形留控帳」の中に、

紅花海陸宰領賣

陸 京都

一、江戸廻走駄に付

金四両

陸 但大河原より山形迄拾四里

一、仙台南より大石田迄

金貳分ト八拾文

但川通拾九里

一、大石田より酒田迄

銀拾匁

海

一、酒田より大津迄

金貳歩

とあり、最上を経て酒田廻りにした方が、その運賃が低廉であつたのである。安政二年二月の「小向物商丸合組紅花荷物取扱汚訴状」の中にも、「紅花荷物の内、奥州国々は其土地賈次商人より荷主共へ仕入致候紅花荷物、古来は年々秋彼岸前迄は北廻と唱へ、羽州最上川大石田と申所より船積いたし、越前敦賀湊へ相廻し、同所より上右筋へ直廻いたし云々」と見えている。このように最上郡中の紅花荷と仙台方面の紅花荷とが、事実上多分に込合つていたので、在京中の者が直ちに何年かにも亘る廉出高を書上げるといふことは不可能なことであつた。

また子年以來の紅花売付直段を書上るようにと指令されても、「元来紅花之儀、其品多御座候得ハ多分乏高下御座候。何ぞ年々紅花直段何拾何兩と相究可申様も無御座候。尤売付紅花直段或ハ何ノ年ニハ上花四拾兩中花三拾兩下花貳拾兩と申上候而も、右上中下之内ニ又々高下御座候得ハハ、何ノ年ニ何程と申儀難相知しことは当然であつた。相場物である以上、一ヶ月ニヶ月の中にもまた直段の相違が生じて来るので、一概にその年の直段を申上げるといふことは出来ぬ。

商人の數にしても、「現金売延多用ニ而売付」するので、はつきりと調査することは、全く不可能なところであるから、書付を差上げる訳には行かない。それで何分にも「寒河江谷地商人列印を以御願申上候通り御吟味」下されたいと申出た。

こういう返答を正月廿八日に差出した所、大体の直段でもよろしいから、早急に書上げるよう、再び指示する処があつたので、二月四日に次のような口上書を以て、惣代人が売渡した紅花直段について、記憶にある分だけを報告した。

乍恐口上書

一 正月廿二日ニ被召出、紅花直段書付指上ケ候様被爲仰付候故、紅花直段書付難差上旨、同廿八日ニ書付を以申上候処ニ、子年以去年々売拂候紅花直段、上中下ならし書付追而指上候様被爲仰付候へ共、此間も奉申上候通り、紅花と申もの其品多く、縦八五百駄之紅花直段五百品ニも四百品ニも御座候。然八五百駄之荷物ならハ、五百駄之代銀壹駄々々之高下書付ならし可申より無御座候。猶又羽州より爲差登候紅花荷物、多キ年八百駄位、中分之年七百駄位、無少年六百駄位ニも御座候。或ハ中分之年之ならし直段書付差上候ニも、七百品ヲ書付ならし不申候得ハ相知申事無御座候。国元江罷下り吟味仕候而も、最上郡中之儀、在々所々入組之場所、或ハ貳里三里五里拾里隔候へハ、何之年之紅花何程何處之誰ハ向屋誰否ニ而何拾何兩替ニ相払被申候哉と申儀、是迄面合候事も無御座候。殊二年久敷品多キ紅花ノ事ニ御座候得ハ、委細ニ不存答ニ御座候。国元江罷下り候而も、紅花ならし直段書付差上可申様無之、併被爲仰付候儀ニ御座候得ハ、私共売渡候紅花直段之儀、存覚候分をニ書付差上申候。

その時の書上げたものを一覽表にすれば次のようであつた。(但書駄に付)

年	印	現金、延売別	代 金	販 引 向 屋
子	尖	現金 (手取)	古金 31両	若山屋勘右工門
"	尖	現金 (全)	古金 29両	全 人
"	⊕	現金 (全)	古金 28両	全 人
丑	△	現金 (全)	古金 30両	全 人
"	⊙	現金 (全)	古金 28両	全 人
寅	尖	延売	古銀 1×500匁	全 人
"	△	延売	古銀 1×650匁	全 人
"	⊕	現金 (手取)	古金 36両	全 人
"	⊕	現金 (全)	古金 51両	全 人
卯	尖	現金 (全)	古金 18両2分	全 人
"	⊕	延売	古銀 2×200匁	全 人
"	止	延売	古銀 2×300匁	全 人
辰	⊕	延売	文銀 2×470匁	全 人
"	⊕	現金 (手取)	古金 24両1分	近江屋九郎兵工
己	覚 不 申 候			
午	天	延売	文銀 3×670匁	松住屋増之助
未	天	現金 (手取)	文金 65両	伊勢屋利右工門
"	△	現金 (全)	文金 49両	全 人

尚二月二日に役所に呼出され、箱詰の文面に見える「白地」という言葉の意味を、書付をもつて指上げるようにこの下命があつたので、全五日付で次のような説明書を提出した。

一、紅花売買白地と申儀者、紅花売払候節、荷物者向屋へ指出し、口銭之儀ハ先年之通古銀三拾匁割を以向屋へ相渡し、直段取引之儀ハ、買人売人直々直段取引申候へハ白地ニ奉存候。殊ニ現金売延買面用共、紅染屋と商人相対次第ニ仕度候。猶又荷物斗爲差登候而、向屋を相頼売買仕候節ハ、向屋より荷主へ相渡候仕切状ニ、紅屋誰方へ相拂候と書付相渡候様ニ被爲仰付被下置候ハ、紅花買取引白地ニ奉存候。

商人側の考方としては、向屋は飽くまでも荷物を取扱つて口銭を稼ぐのが本態であつて、売買直段の決定というようなことは、売人買人相対で行うべきである。若し荷主が上京出来ず、荷物だけを向屋に送つたような場合には、一切の権利を向屋にまかせるが、その代りの義務として、国元荷主に発送する仕切状に、取引した紅屋の名前を明記してほしいという点にあつた。

最上の素朴な百姓たちや商人共が、こういう強気をもつて、訴訟を続けているというのは、結局向屋側の紅屋に対する、また商人に対する取引関係を、頗る不明朗なものにしておき、その向屋に立つ向屋仲向だけが不当な利益を独占していることが明瞭であるにも拘らず、しかも尚その責を紅屋に負わせて、向屋が潰れたと称しては、荷代金を商人に支払わず、莫大な損害を商人や百姓にかけている事実が多かつたからである。

箱詰の規定によれば、向屋講外の紅花荷物を買つた紅屋に対しては、今後一切紅花売買は行わないこと、売掛銀のことについて、一定期間内に返済を滞るような場合には、埒が明くまで取引を中止すること、相対の上に取り引を行つた荷物に対して、不用になつたからと程経て返却したり、品物に難渋を申しかけて、直段の引下げ方を要求するというような不実なことをやれば、以

後取引関係を断ち切るというような事を、紅屋に約束を結ばせているので、恐らく紅屋の不実によつて、向屋が破産することは有り得ないことであつたし、また仮りにあつたとしても、向屋制度が法的に確立して僅か六年、それに私的なものとしても、組織の力を強力に持つてゐる稲荷講下において、大向屋や四軒も潰れたということに対しては、大きな疑惑の目を向けざるを得ない。従つて、「此未商人相続成兼候而、自今以後十四軒仲々向ニ而向屋相動候ハ、相潰候而も仲向として并し、商人江損害相掛不申様ニ、仲々向請合證文仕相渡候様」にと、向屋同志の連帯責任制をも要求しなければならなかつた。

向屋側としては、紅花の生産地が非常に遠隔の地にあるのみならず、経済的には力の弱い百姓と、組織の力を持たない荷主商人が相手なので、勝手な振舞が出来たであらうし、稲荷講の規約をもつて紅屋の自由をも束縛することに成功した。それに享保末年からは政府の保護を持つ官制的な紅花向屋仲向として発足してからは、全くの独占企業として、相場を向屋側の自由な思ひで定め、しかも買上には安置で、売るには高値という不当な方法を、公然と行う様な態度が目に見えてひどくなつて来たのである。

これらの不法に対して、その是正方を要望した訴訟が元文五年の六月廿六日から行われたのであるが、既に説いたように、殆ど裁判らしい裁判を行われず、徒らにスケ月を経過したので、業を煮した商人共も、遂に意を決して極目廿一日箱詰といふ重大な段階に至つたのであつた。その向、役所側と向屋側との間に、どういふ交渉が行われていたものが不明であるが、役所としても漸く認下したばかりの紅花向屋制度を、一概に廃止するというようなことは、不定見のそしりを免れないので、慎重に描えた事であらうし、向屋側としても、一方的な見解を説明すると同時に、裏からの色々な運動等も行つたことであらうし、問題は中々解決されずに年を残してしまつたのである。

(六) 紅屋側の意向について

長期間に亘る訴訟のため、代表者達の滞在費用は愈々かさむし、問題の片づかない中は、滞貨してゐる紅花荷を取引は進行しないし、紅屋としても自由買をする訳にも行かず、自然染物類の直取は賤賣するし、お互に迷惑を蒙ることだけが多いため、猶訴を決定するに至つたのであるが、争ひに至つては、後所としても裁断を延引することは出来なくなつたものと見え、二月晦日に成つて、紅花向屋行事二人と最上願人五人が召出され、讃岐守の係で吟味されることになつた。

然し問題解決の手がかりとなるものは、向屋側と商人側との言い分しがないので、結局は「紅屋百五拾九軒不残被召出、勝手不勝手之筋申上候様ニ」となつたので、その準備をしていたのであつたが、その直後、江戸表に如何なる問題が生じたか、「此間江戸表を禁タンノ筋申参候而、三十日御取上ケ無之」ということになつた。

しかしこの期間内に、上下紅屋仲間共が集合の上、色々後所へ書上げる内容について検討すること廿日向余もかかつたが、その向にまた一たん帰國してゐた谷地の忠助と寒河江の五兵衛が上京、京都の紅屋藤屋忠兵衛に参つて、この度の願の筋を説明了解を求めると共に、後所に提出する書付を、上下紅屋一統に作製させることにした。その書上は次のようなものである。

一、紅花之儀、是近向屋と相対を以直取組仕買銀まり候處、羽州最上紅花荷主惣代之もの此度御願書差上、向後於向屋売人と買人直相対売買致候様ニ仕度候旨御願由上候二付、右之通仕候而私共差支無之候哉、現銀売買仕候而も相障候儀無之哉、存知寄申上候様ニと被仰向候。右之趣被爲遊御尋候二付、乍恐書付を以御答申上候。

一、紅花之儀、於向屋売人買人と直取売買致候得ハ、明白ニ相成、紅屋共勝手宣難有奉存候。尤取人乏儀ニ御座候へハ、度々向屋へ参候事も無暇節も御座候得ハ、銘々宅ニ而も売人と買人直相対も

相成候様被爲仰付被下候得ハ、弥以勝手買敷奉存候。然上者直段組相濟候ハ、早速向屋江通達致之仕候様仕度奉存候得ハ、向屋共も無滞相付、紅花も下直ニ相成候様ニ奉存候。

一、向屋共へ紅花送り荷物並向屋へ相任せ置候荷物之儀ハ、向屋共と直段組仕相調荷主方へ直段之通達可仕候。然ル上者買口広ク相成、勝手官敷奉存候。

一、現銀売買之儀、現銀売買ニ仕候ハ、下直ニも可有御座候得共、紅花染屋家恥之儀、得意先^(マ)ニ季掛り多御座候得ハ、現銀ニ相究候ハ、難儀ニ奉存候。此儀ハ是迄之通相成候様ニ奉願上候。

右之通被爲仰付被下候ハ、難有可奉存候。以上

西四月十七日

紅染屋百五拾九軒書上

京七拾八向

紅屋共也

下八拾一向

御奉行様

この書上は察文ではあるが、紅染屋の意向は充分に察知出来る。つまり、従来紅花の取引は向屋と紅屋との相対をもつて直段を決定し、売買されて来たものだが、最上商人惣代の言うように、今後は向屋において、売人と買人の直接相対売買の手法に改正することは、紅屋側に支障を来さないか、更らにまた現銀売買に限ることになつても差支はないかとの質問に対して、

(一) 直対売買になれば、総て明白になつてよろしい。

(二) 紅屋は私人で多忙であるから、一々向屋に行くことは不都合である。従つて自宅で売人買人直相対も出来ることになれば幸である。

(三) 向屋共に任せられた荷物の直段については、向屋共と直段を定め、荷主方へその旨を通知することにすれば、買口が広くなつてよろしい。

(四) 総て現銀買ということは、下直になるといふ点もあるが、紅屋の通例としては、得意先との関係が二期掛になつているので、紅花代を現銀払にすることは困難である。

という四点にまとめて書上げているのである。以上の意見がらみると、紅屋側の考方も、大体において商人側の言つていふことに賛成同調してゐるのである。二月晦日の話では、紅屋共百九拾九軒残らず賛成するならば、願の酌は固届けても宜しいとの事であつた折でもあり、紅屋側のこの賛成に力を得た商人側は、四月廿六日に、「御慈悲之上、急ニ液爲仰付被下置度」と申出てゐる。

(七) 追訴と向屋制度の廢止について

五月十五日、紅屋上下合して二十人余、向屋行事面人、商人惣五人、以上の関係者が奉行所に召致され、讃岐守の手によつて第一審が開かれたが、その結果、「向屋共書付之通、於向屋ニ紅屋引付、相對売買致候様ニ」と裁断された。然しこれは向屋と紅屋との関係だけを認めて、荷主と紅屋との直接売買の点は全然認められていないので、紅屋共の意見にもあつたように「於向屋と限り申候而者売口手狭、書付ヲ以奉願候通り、紅屋方へも直々參候而、直對相払申度」旨を返答した。

所が讃岐守は非常に腹を立て、「つけ上り之者共、白地之記直對其上之事又々申出事不届千万、此上御老中様迄も願出可申候。我等合手ニ可罷成」と大きく出て、商人共の申立を却下しようとした。しかし商人どもはこの判決に服さず、暫く再考を求めたが、互腹中のことで、今直ちにどうという事も出来ないで退出した。

こういう事体になつた所で、このまゝ引つ込込訳には行かなくなつた商人達は、奉行所の不当な裁断が変更されないならば、もう一度御所司代に箱訴を致し、その上江戸に出向いで、新たな訴訟を提起しようとして、一大決心を申合せていた所に、追付け役所から差紙が有り、再び罷出るようにとの事

であつたので、五兵工と忠助の兩名が取急ぎ出向いた。所が石黒三重郎の話では、「殿様御立腹被成候段、我等共呑込無之故と御申被成、紅屋ニ而も直対売買致度段して、明日中至急書上げるようにとの事であつたので、即ち翌五月十六日に概収次のような口上書を、改めて提出した。

先達而段々以書付奉願上候通、荷物ハ向屋江差出シ、口銭之儀ハ先年之通古銀三拾匁之割を以向屋方へ相渡シ、直段取引之儀ハ於向屋も賣人売人直対之上直組仕、又ハ紅染屋方へも売人直々参り候而も、直組相極×申度奉願上候。尤候ても口銭之儀者向屋へ相渡可申候。然上者売口手広勝手宜敷奉存候。殊荷物斗爲指登、任向屋ニ相払候節ハ、向屋方相渡し候仕切状ニ、売先紅染屋謹言へ何ケ日延ニ代銀何程、現銀売ニ何程ニ相払申候と書付代相渡候様仕度云々。

要は、紅花の取引や直段の決定は、向屋を必ず経なければならぬという所に、向屋制度の陥り易い弊害があるので、それを緩和して、荷主と紅染屋との直接的な取引関係も認めてほしい。その方が手広になつて、取引も活潑になるといふのである。しかもなお、その方法をとつても口銭は向屋の方に正規通り支払うと言つてゐるのである。また宰領が付かないで、荷物だけを向屋に寄託したものについては、仕切状に売先の紅染屋との間に結んだ延売現金売の約定内容を附記してほしいと言つただけのことであつて、商人達の願意から向屋側が直接被害を受けるといふ点は考えられない。それにも拘らず中々将が明かないと言ふのは、やはり向屋共がその專業権によつて、固行爲を行い、不当の利を占めてまた従来の特権を誇すまいとする無謀な策略以外には、理由を認めがたいのである。

五月廿五日に石黒三重郎から御番所の方に呼出があつたので、出向いてみると、石黒は「御役所ハ御多用ニ付暫く差控候様」にこのみの命令、これでは何時になつたら解決するのが、全くその目安も立たぬ有様で、「因云紅花も専ら仕入時節ニ罷成り、猶又私共永逗留至極難儀仕」旨を纏々申上げ、去る十六日に差出した書付の通り、急々に解決方を迫ると共に、六月十日並に十八日と続けざまに口上

書を差出し、羽州最上の商人百姓一統の切なる願意を、正当に裁いてもらいたいと申立てたのである。所が石黒は番所に色々相談の結果、これまで審理を受けて来た東町奉行所は、多用のために審理も思うように進まず、今後共差支があつて延々になる恐れもあると考えられるので、明十九日に西町奉行所の言に願の趣を書上げるようにとの、突然の変更を申渡された。驚いた五兵工と忠兵工は止むを得ずこれを請け、東町奉行所から渡された添状を持つて、十九日に新たな口上書を西町奉行所に提出した。

当時西の奉行は三井下総守良蔵であつたが、これまで関係して来た東の奉行馬場讃岐守尚繁も三会で受理された。所が讃岐守の言うことには、この問題は既に所司代に箱訴までなつてゐる事であるがら、土岐丹後守へも伺つてみる必要がある、それでその間暫く待機しておれということ、十九日は大した審理も行われず、兩人は非常に不満のまゝ帰宿した。

然し商人代表側としては、丁度一ケ年に亘る訴訟で、向屋側の不実不当の行爲についての具体的なことは、充分述べ尽しているし、これを改正する方策についても、既に同じことを繰返しているに過ぎない。今となつては「去年夏中より永遠留仕り、路用雑用等二も手詰り、遠国者故才覚等も不罷成、此上永引候而ハ、もはや取続成兼、奉願上候儀相止メ、罷下り候様ニ相成候。」と、長いこと真実な気持ちで戦い続けて来たが、最早や経済的な力も尽き果て、それにこれ以上御公儀に対して御苦勞をかけるのも申しわけないと、帰国を前に最後の苦表を訴えた。

其の後の具体的な審理の状況を知り得る資料は、今の処見つかつていないので、残念乍ら詳説することは出来ないが、大町念仏講帳寛保元年の項に

京都に商人相名代に甚右工門藤助新二郎忠助、寒河江より六郎兵工五兵工罷登候而、二条御後所に御訴申上げ、願之通被仰付。願之筋ハ紅粉屋方へ現金直売に致候風に被仰付候。只今迄は志駄

に付銀貳百五十匁向屋仲向に而通口銭取申候儀も、向後相止み申候。

とあるのを見れば、西町奉行所の手に移つてからは、その審理も案外調子よく進み、その結果が、念仏講帳の記事のように、紅花向屋専業という特權免許が取消され、最上商人と京都紅染屋との自由取引が認められるに至つた。従つて法的な口銭というようなものも廃止され、商人百姓一統の目的が達せられたのである。

然しこれは公認の向屋制度が廢止されただけのことであつて、荷主や紅染屋に対して、一つの統制下に置く力を持つたり、或は拘束力を持つたりしない意味での向屋は商業經濟の發展に伴つて是非必要な組織であり、これまでも総て解体することは出来なかつた。紅花の使用量や使用人が多くなり、生産高も増大して来、さらに經濟關係取引關係の広い商品の取扱について、生産者と使用人の直接取引となれば、到底不可能な仕事であつて、その向に立つて兼荷販売等を請負う者は、どうしても必要な專向の仕事であつた。

前章に詳説したように、享保二十年に公的な成立を見た、京都紅花向屋拾四軒の、その後における勝手我侘な行爲に対し、元文五年から寛保元年にかけての大訴訟を起し、漸くにして羽州最上百姓商人の勝訴となつたのであつた。その結果、紅花荷は以前のように紅屋方へ廻しておき、直段のことにについては、向屋において売人買人相互の立会で決定することになつたので、その間向屋側の不法も行われる余地がなく、総て明白の中に売買が行われることになつた。

然し飽くまでも組織と経済の力を持ち、商才と合法的悪計に長けていた紅花向屋仲間、羽州最上の商人の勝訴にばかり従つてはいなかつた。彼等はその後密かに相談して、紅屋方へは附花志袋も廻さず、向屋において勝手に目利をするという態度を変えなかつた。商人代表たちが先約に従つて毎日向屋方に立合つてゐるけれども、彼等が紅屋とどういふ計略を結んだものが、紅屋側でも一向直付をしないという有様で、自然と売買が成立しないために、商人側が却つて苦境に陥るといふ結果になつてしまつた。そのために直対のことも願下をしなければならぬといふ破目に陥つた。

紅花の売払仕切状に記載された代金を領収する場合、売先の紅染屋との向における取引関係で、若し損益があつても異議を申立てないといふ一札を、商人から向屋に入れない時には、その売払代金を支拂わないといふ態度を強行する風も見えて来たが、寛保の了解事頂からすれば、向屋の格式としては認めがたい所ではあるが、遠国から罷り上つてゐる商人たちのことであるから、こゝういふ無理難題をも止むを得ず了承し、一札を差出した上、所帯の金子を講取つて、漸く帰国するといふ実情も起きて来た。

直段の決定は、向屋において売人買人相対ということになつていたが、その後十四軒の向屋共は、

売先も直段も商人共には一切知らさず、荷物は荷印まで延狐をかけて見えないうにし、隠匿物同様の持運びをするようにもなつて来た。

宝暦元年五月に向屋に送つた紅花の直段が、法外の下直につけられたので、一応荷物を返して呉れるように交渉した。然し向屋側はそれに応じないので訴訟を起したところ、向屋側は「荷物何程ニ売付候向、代金ニ而相渡申度由奉申上候。其節御公儀様江売付書上候直段と、商人共江爲面申候直段賦割余り高直ニ書上仕候」という態度であつたが、役所の方では「売先売生被取候証拠明白ニ御座候故、商人共旨敷了簡致、内々ニ而相対をも仕様」にと、商人側に申渡している。しかし荷主共が逢々上京逗留しているにも拘らず、相対も致さず、勝手我儘に取捌く者が出て来たといふことは、千万疑わしい所行と言わざるを得ない。

また同じ宝暦元年の秋に、向屋共から紅屋方へ売渡した紅花については、商人方へその旨一向通知をしないので、商人寄合の場所に向屋を呼寄せ、新花売附の有無を尋ねた所、紅屋から直附が無いから、少しも売附けていないとの返答であつた。それではこの旨を吟味して貰うより仕方がないと申した所、その座で向屋行事の言ふことには、「紅屋江三四拾駄ハ売附候。此儀商人中へ不申達不届之儀再三御説しをするといふことであつた。それで事は内済にしたが、向屋共は役所に対してどういかに申訳をしているものやら、我々としては疑わざるを得ない点がある。

数え表れば、向屋側の不法行爲は目に余るものがあつた。これが元元寛保の向題から僅か拾年を経たばかりの宝暦頃に、既に見られた向屋側の態度であつた。奉行所としては、こういう不法行爲を知らない訳ではなかつたろうが、当時幕府財政の窮乏の対策として、連上金や冥加金というものを、向屋から徴集していたので、そういう不法に対しても、とかく目を覆うわざるを得なかつたものである。こういう向屋の勝手な手口に憤慨した商人たちは、宝暦三年に至つて又々次のような願書を奉行

所に提出するに至つた。

乍恐以書付御願奉申上候御事

一、羽州最上御代官所百姓爲惣名代私共上京仕御願奉申上候趣旨者、紅花青苧之儀土地相應之作付と申、殊ニ六月二至候而八夫食一切無御座、困窮之百姓至極難儀之時節紅花出末売買仕候而、盆前後迄八漸ク渡世仕候所、近手京都紅花向屋拾四軒二相定候以後、紅花取捌悪敷商人共損金仕、紅花商相止候商人數多御座候二付、自然卜摘出之紅花も直段以外下直仕、郡中一統之難儀二罷成至極迷惑仕候。以前紅花売付之儀、京着之分九拾月頃ニハ過半売付、商人共相仕廻罷下候故、畑汚仕付之実取、万物共ニ商人進ミ直段官敷買取候向、從御公儀様被爲仰付候御手賣金納御觸出之御日限無遅滞御上納仕候所、近手京都向屋拾四軒之仲向売口不分明之品多ク、紅花荷物年内金子二相成不申候様二罷成、商人共損金仕、其上永々逗留仕、諸雜用多分ニ相掛リ候儀、商人無手廻故、百姓共仕付之作物等下直ニ売払候故、御手賣上納金不足ニ相成、年毎指^さ眺^りに迷惑仕候。畢竟以前と違、向屋拾四軒之仕業不宣存候。子細ハ紅染屋汚江売渡候紅花直段ハ高直ニ而、商人汚江相渡候売仕切直段ハ甚下直ニ而、多分相違有之由承知仕、然ハ向屋中口鉄之外過分之売生取之候故、取メリ無之故、且敷直段も出兼、売手売先之向柄相掠^ら候向、はか^く敷売買も無之故、年中之金子ニ相成不申、商人ハ不及申、郡中之百姓一統之詰リニ罷成迷惑仕候。依之右之段御願奉申上儀、数年申合居候得共、遠國之儀、尚又御公儀様御苦勞之筋奉申上候儀恐多ク奉存、差控罷在候得共、向屋中亦増之我尽相募リ候故、無御願上候。

と、こゝ数年未再び募つてまた向屋共の不当取引によつて生ずる損害は、大切な御手賣金納まで、日

限内に完納の出まなげ様な困窮に陥らせ、たゆしその他の産業まで自然と不振になるといふ原因を述べ、次に前記のような不当の事例を被ケ條に直つて具体的に列挙し、結論として

右申上通、毛頭相違之儀少も御訴不申上候。弥百姓中御願之通、商人共も一烈仕候。畢竟向屋致、芳年重不分明有之ニ付、此度奉願上候儀ハ、紅花売買口銭ハ不反申、商人共々相定之通、向屋共ハ相渡シ、売先紅花荷物、紅花向屋双方売買直致私共江通達仕、附花荷物紅屋向屋と之会见せ申、慶奉存候、依之右之趣紅屋向屋江被爲仰付被下置候様ニ奉願上候。尤候ハ、拙者共紅花売買場所相立、於其場ニ紅屋荷主同屋之会候ハ、売買明白ニ御座候向、御慈悲之以御賢慮、右之趣被爲、御召認御赦免被成下候ハ、一統之御救と難有可奉存候以上

羽州村山郡尾花沢御役所附谷地村

惣百姓名代 久兵工

羽州村山郡寒河江御役所附合世村

惣百姓名代 儀兵工

宝曆三年西二月

御奉行所様

右奉願上候通被爲仰付被下候ハ、難有奉存候以上

羽州村山郡高畑御役所附石川村

名主	金兵工
組頭	六兵工
同	権十郎
百姓代	市平

これによると、向屋が売買する直段を明白にする方法として、商人百姓共の惣代において、京都に紅花売買場所を新に設け、そこで紅屋荷主向屋の三者が立会の上、直段を協定して取引を行うならば、総て明白であつて、一切疑点が生じなくなる。それで我々に紅花売買場所を置くことを許可して貰いたいと言ふのである。

この運動は既に昨宝曆二年から始められていたことで、惣代となつた谷世の又兵工と儀兵工は、全年六月から上京して訥願に當つていたのである。しかもこの度向屋を起しているのは、商人共でなくして百姓自身である所に特色がある。この兩名の運動は中々難行を続け、京都奉行所だけで埒が明かないならば、改めて江戸表に御願するか、或はまた江戸表から御添翰を請け、もつと強力に訥願するか、何等かの手を替える必要にまで迫られていた。それで郡内の重々百姓が相談の上、荒町村の石川藤右工門を差登せた外、指面宿からも三年正月に喜兵工、伊右工門の兩名が応援に出かける等、向屋との対抗も益々激しさを加えた。この向の消息は次の手紙によつて知ることが出来る。

荒町村石川藤右工門殿、百姓仲向爲惣代、此度爲差登候二付、一書致啓上候。新春之御慶賀千里同風可有口口目出度申納候。先以御兩人無御別條御越年可被成と奉存上候。拙者共無爲相勤罷在候。可被口御口。然ハ紅花一件御願之儀、去六月中未段、追訥被成候処、否之儀二爲仰付口無口口御氣之毒、万二奉存候。依之郡中百姓爲惣代、藤右工門爲差登申候向、尚又追訥被差上可然哉二候。尤是迄之通二而不事濟儀被存候ハ、願下口御下り可被成候。此上ハ又江戸表御願二が又ハ江戸表が御添翰申請候而、御願申上候二成共、手替御願可申上候。依之御兩人之内御志人御下り、其御表品々可被仰面候。百姓亦も去年惣作出未芳不宣敷、殊ニ以青米多、難御廻米二成、

一 惣金納願差出置候二付、打続干損様之儀二而ハ、別而紅花作仕付垂作之口奉存候得共、尚又此度之御願之儀難打捨奉存候。去年中京都紅花之直段等相応之儀ハ、此度貴様方爲惣代、紅花一件御願差上置候故之儀也、皆々奉存候故、百姓心掛強御座候向、御工面之上御志人御下り御相談可被成候。夫共御手相口候御答ハ決而被成同敷候言を以跡々ニ御願之筋御懸置御尤二候。

一 摘留宿も当正月出立、右願二付喜兵工・伊右工門相登候。是ハ於江戸表ニ御添状御代官方申請相願候積リニ而罷登由候。併御代官方御添書ハ決而出未申向敷候。其子細方当国之儀ハ四代官所ニ御座候所、尾花況・長壽・漆山先達而貴様方願書写差上置候所、何れ共右願之趣不申上内、又候添書と申儀出未向敷推量仕候事口候得ハ、ケ様成儀共御座候向、何ニモ御志人御下り、疾御相談之上、別取手立仕候ハ、可然様奉存候。乍操事御願筋相懸之内ハ、御志人御留リ否御挨拶二口上可然様奉存候。

一 無申込候得共、口上誤等無御座候様御気付御尤二候。諸事之儀藤右工門殿疾と申述遣候。恐惶謹言

二月八日

百姓方惣代

片桐善花工内
植松伝兵工

久兵工殿

同

儀兵工殿

この書状の差出人片桐善左工門は漆山、植松伝兵工は新町村のものであるが、上京中の百姓惣代は谷地、前出願書に與書をしている者は石川村の村役人衆、それに摘留宿も加っているし、尾花況・長

辯・漆山の代官は添状を出しているというので、最上全域に亘る百姓の強い要望であった。然しこの結末はどうなったか、今の所資料が見つからないのは残念である。たゞその後の資料においても、紅花売買場所を最上の商人や百姓の手によつて、新に設置されたということが見えていない所から判断すれば、この訴願は不徹底に終つたものである。

それで、漆山の半左工門、谷地の久兵衛・長之助等が主体となり、密かに大阪の向屋と結托して、別に大阪に紅花向屋を開き、紅花荷物は大阪の向屋に送つて売買する仕法を考えた。次の一札は宝曆五年のもので、当時の契約内容を示しているものである。

一札之事

一、拙者儀、於当地最上紅花向屋相立度旨、御国許ニ申遣候処ニ、早速賈殿御登被成下及相談、商仕法書付最上商人衆中江指下シ申候。勿論御登被成候荷物払方之儀ハ、京都直致ノ如ク、相應ニ相
可申候。

定

一、藏敷売口銭共 銀高二付六分口銭

此外一切掛ケ物無御座候。尤仕切表売先名前書付可申候。

一、前銀利定ノ儀ハ、正月ヨリ九月迄ノ儀八月一分三厘、十月ヨリ極月迄八月一分五厘。

一、御荷物ノ儀ハ、大阪着次第代物代金相應ニ内爲替可仕候。尤其時ノ相庭次第御払被成候ハ、早速仕切代金拙者汚ヨリ指出可申候。

右書付仕法之通相違有之候ハ、何様ニモ可被仰付候。

爲其一札仍テ如件。

宝曆五年亥四月

大坂安治川富嶋町

上向屋葛右工門

羽州村山郡漆山

半左工門 殿

全 谷地

久兵工 殿

全 谷地

長之助 殿

「谷地町志」によれば、「えを固きたる向屋も一驚を喫し、忽ち尔談を申込みて遂に屈伏せり。」とあり、京都側の具体的な態度変更の状況は不明であるが、「是に至り漸く積白の弊風を一掃せり。」と言っている。

この紅花売買場所の設置は、売買の状況を明白にするため、最上百姓商人としては何としても欲しい所であつたので、それまでの中向策として、大坂に向屋を用いて一応京都向屋の勢力を抑えたのであるが、数年を経ても未だにこの運動が続けられていたものであろう。即ち今年の三月、荒町村の百姓仁兵工が奉行所に差出した願書の大意を見ると、

一、去る丑年一宝曆七年一の春に、惣百姓名代として、京都大坂のニヶ所に、紅花売場所設置を願出たのであるが、慥かな論拠がないという理由で却下されたが、「先前が向屋共不法成仕形之儀其時々京都御奉行様江御届申上候目安書入御覽申上度しと思ふ。」

一向屋拾四軒に指定されてから、百姓一統の難儀がひどくなつたので、町奉行にこれ迄も数度に亘つて願出たが、田舎者の申立が不充分であつたためか、只今では新規の御願の様に扱われている。

実は「向屋正道之取計いニ而、口銭指出候儀は不苦しることであるが、「口銭之外、値違ひ夥敷引取候様相見申しすことは困る。

一先願で申上げたことは、「京都大阪ニ而紅花売場所被爲仰付候ハ、御冥加貳千俵ツ、年々差上しげること、また「紅花荷之相對直組仕候ハ、国々紅花善懸相應之代金ニ売渡し、百姓一統御救ニ相成可申しということであつた。然し奉行所の指示は遺憾ながら、「向屋御濱シ難被成しということ却下になつた。

と、これ迄の運動とその結果について、以上の様なことを述べ、次に新たな願の点を二つだけ書上げてゐる。

一新向屋拾四軒之内、数年向屋職相休居候もの御座候向、近頃恐多御儀ニ御座候得ハ、右休ミ株賣軒御驚ひ被遊、私共万江被爲仰付被下置慶奉願上候。右候ハ、右場所におゐて、新向屋是迄之仕儀相止、紅決屋誰万江何印之花代金何程に請取、口銭何程引候段、明白之仕切書指出候様仕慶、金主相頼売買仕候得ハ、羽州之百姓甚洵ひニ相成申御事ニ御座候。聊余国方出荷仕候紅花江ハ、敢而貪着^{カウ}不仕候儀ニ御座候ハ、残り向屋江之指障リニも相成申向敷様ニ奉存候。依之連年之内紅花悪作ニ而駄荷無敷年ハ、右場所諸雜用まけ仕候儀御座候向、大坂ニ而も売買場所老軒被爲仰付被下置慶御願申上候。然ル上ハ羽州表ニ而悪作仕候而も、西国表より出荷有之候得ハ、而持合取続永と相勤、惣百姓之諸役銭金納等之手繰り宜敷相成候様仕慶奉存候御事。

一京都大阪両所之紅花売買場所御免被爲成下候ハ、馬冥加と紅花老駄ニ付米老儀ツ、之積リ、其毎年駄救ニ應し御上納仕度候。紅花と直相對ニ付、明白之取斗い国々江も相働へ、荷主百姓附添罷在候ニも不申、前年紅屋方国々江金子持参仕、相調候時節同前ニ洵い可申と奉存候御事。

但シ羽州納米老儀ニ付三斗七升入、相場拾ヶ年之以平均金納候御定奉願上候御事。

以上によれば、京都の向屋株の休んでいるもの一ヶ所と、新たに大坂に一ヶ所、計二ヶ所の向屋をいたゞけるなら、そこを紅花売買場所として、明白な仕切書を指出し、百姓商人の損にならぬよう取計うのみならず、買加金として、先願では米貳千俵としたが、改めて紅花壹駄につき米壹俵の割で買加金を差上げるといふのである。こういう方法をとれば、紅花荷を送る場合にも、荷主や百姓がわざわざ荷物に附添つて京都まで罷出る必要もなし、向屋新設以前、紅屋の者共が勝手に国元に出向いて、直接売賣した時と何の変わりもなく、自然と百姓の潤いとなることが明かである。従つて、百姓の諸役鉄や金納等、賣納関係も順調になると、条理を尽した願書を述べ、最後に結語として次のように書上げてゐる。

右申上候向屋株、京大坂ニ而貳拾軒御許容之儀、何分奉願上候。仰付被下置候上、右貳ヶ所売賣場所、紅染屋共江御觸流之儀、追而御願申上度候。私共儀又と願出候儀、国元ニ而も願人ニ相成候儀辞退仕候得共、惣百姓之内当時飢渴ニおよび候様之ものハ、今日之渡世ニ己而拘り、願望も無御座、永又国之衰微ニ貧着不仕候。猶又京都新向屋共之仕法不埒之儀、逐一承知之ものも無敷故、無御愚盲不存之私共再願御出訴仕候。先年八九十月ニハ紅花荷物不残売払罷下り、其金子ヲ以難裁たはこ之類商人買入候ニ付、諸色金子之通用能、小物金納等ニ手回無之候処、近年ハ向屋方仕癖之不目敷ニ、おのづから不捌ニ相成、翌春更迄も持越し、一国之金子不足ゆへ、売物下直ニ而、金子之手配リ指向、御支配所御代官様方江金納諸役鉄御手写(簿?)ニ相成甚難哉仕候。元来紅花之儀ハ土地ニ依り候産物、殊ニ長作と稱作之向ニ取入、夏諸役鉄金納夫食迄ニ相成り、右荷物ニ仕立候迄ハ、人歩多分相懸り候ゆへ、紅花作不仕諸人迄友縁キニ相成申候。御憐愍之上願之通被爲仰付被下置候ハ、生々世々惣百姓広大之御救ニ相成候段、何程か御慈悲難有可奉存候。以上

宝曆十年辰三月

御代官辻六郎左工門様御支配

羽州村山郡荒町村百姓

仁 兵 工

御奉行所様

この地方の農業経営は、寒冷雪国の常として、非常に後進的であつたことは言うまでもない。特に田疇の収益が少かつただけであつたに、一毛作の場所であつて、田疇に表等を植えるといふことは全然無かつた。この収入の不足を促うための商人作物として、紅花や青芋が発達したのであるが、この両作物とも特に上畑に限られ、これ又一作といふ作物であつた。しかし米の不足を補つて、諸役銭や金納に大きな役割を持つていたものだけに、紅花や青芋の収入が減少するといふことは、羽州農民の生活を最も強くおびやかすものであつた。宝曆七年四月、漆山代官平岡彦兵衛の書いた覚書の一節に、「羽州之儀一統石盛三拾貳より斗代御座候得共、御取箇関東之見合ニ而ハ、厘附貳ツ前後ニ而釣合可申処、多分四ツ五ツ之厘附ニ而甚高免相見候ニ付、私初而廻村仕候節、土地広狭等之様子按地繩心等述心を附見合候得共、地面差而相替儀も無之、殊寒国ニ而右村々之儀ハ、同国中ニ而も多分山形ニ而秋ノ雪降積、春作仕付難儀成田疇一毛作之場所ニ御座候。」とあるが、代官自身も言つてゐるように、租税の率だけを考へてみた処で、関東方面の実收等と比較して、二公八民位なら適当な率であつたのにも拘らず、大体は四公六民から五公五民という高率についていては、農村の生活が困窮であるのは論を待たない。それに三年に一度、五年に一度の冷害凶作に見舞われるのが普通であつた。こういう地域を管理してゐた平岡代官は、その覚書に「六拾五ヶ村之内、拾貳ヶ村ハ里方ニ而、紅花青芋等少々宛、依之御手賣儀之助合ニも罷成候。」と言つてゐるように、向てが農民の生活を支えていたものが紅花や青芋であつたのである。明和九年に各村名主から提出した「紅花売買世話所設置反対書」の

中に、羽州之儀ハ雪国ニ付、畑汚一作ニ而困窮仕候得とも、紅花斗リニ而漸々取統罷仕、別而紅花之儀ハ龜地ニ而生ミ不置候向、隨分土地宜敷御高免之畑地江仕付、紅花一色之助成を以是迄御年貢無滞御上納仕表、百姓渡世相送申候云々とあるが、紅花の農家経済に及ぼした影響については、代官も百姓も同じように認めていたのである。

前記「紅花売買場所」新説の願意も、要するにこの紅花の収入が、同屋というものに莫大な中向搾取、それも不法な手段をもつて行われ、百姓の実収入を減少したり、濃向屋という名目によつて、商人の身代が立たなくなつたりした弱い者の被害を、向とがして防ごうとする所にあつたのである。

第五 章 紅花売買会所附設運動

京都に紅花売買場所の設置運動と平行して、紅花売買会所の設置運動が行われていたようである。この二つの運動は同じようなものにも見えるが、私の集めた資料には、同じ九年から十年にかけての訴願記録に、前章のものと異つた訴願番号が記載されているので、別派の運動であつたと見られる。手元には初願二願四願の三通があつて、三願が見つかつていない。この一連の訴願は何れも売買会所とあつて売買場所とはなつていない。たゞ残念なことには、三通とも願人と宛名とを欠いているのである。その初願は次のようなものである。

乍恐奉願上候口上

一 御当地江諸国が爲指登候紅花売買会所、私二被爲仰付被爲下度奉願上候。取捌之儀を売人荷主買人紅花屋双万会所江爲三會、売買無滞明白ニ取引爲致度、尤会所世話料売代銀高が三分通取之候様仕度奉願上候。右御冥加一ヶ年二金三百両ツ、御上納可仕候。御尋之儀有之候ハ、奉申上度候。御慈悲之上被爲御召分、会所御免被成下候ハ、難有可奉存候。以上

卯四月廿七日

この文面からすれば、この運動をしたものは京都の紅花商人でもあつたらうが。その目的方法等に至つては、前章まで述べたものと大差はないが、世話料として売上代銀高の中から三分を取ること、冥加金として一ヶ年に三百両宛所へ納付すること、條件をつけている。

この初願に対して、翌宝曆十年二月朔日に役所に呼び出して、紅花売買会所を設けることが、向屋

仲売の者に相障るようなことはないか、荷主共から世話料を何程取るか、前銀のことは如何様に取斗うかと、三点について質問されたので、願人側は二月七日に、是迄は向屋仲向共が荷主共から買請けておいて、紅染屋共の入用次第に売付けるといふ仕方であつたのを、会所制度にすることによつて、向屋共が自分で買請けるといふことを止め、「紅染屋共紅花入用向立、肝煎廿同様ニ仕度」なおまた会所世話料の中から向屋共に「紅花志駄に付銀拾匁ツ、相渡」すようにする心算であるから、「向屋仲向共、会所肝煎ニ被爲仰付被下置候様」との前文をつけ、先の三つの質問事項については、

一、世話料之儀、是迄紅花売代銀高が、三步通取未候ニ付、前格を以会所御免被爲成下候上ハ、荷主共江対談仕、無滞様取斗ひ可仕御事。

一、前銀之儀、越前敦賀大津着仕候上、相好候荷主共江相對仕、無滞様ニ作略可仕候御事。

一、会所被爲仰付候上、会所売買帳面差出置、紅染屋荷主露頭致させ、意論無之不益ニ取斗仕度奉存候御事。

と答上げている。

こゝろいう運動に対して、向屋や仲買連中は家業に离れる恐れがあると反対した。さらに紅染屋共も御召御用等に支障が出るという理由で、向屋仲買共の反対に同調している。しかし紅染屋としては、以前は自由取引に養成していた筈なのに、今回は却つて反対の立場に立つたといふことは不可解なことであつて、むしろこれは向屋側の圧力に押されたものではなかつたらうか。第三願の記録がないから、途中の経過の一部は不明であるが、第四願においては、両者の申立について次のように反ばくを加えている。これは三月の七日に、紅染屋行事向屋行事と共に、この願人たちが召出され、向れとも対決するようにと仰付けられたので、十二日付で書付を以て申上げたものである。

一、向屋仲買共、会所相立候而ハ、是迄之家業相离候旨奉申上候。此儀ハ向屋仲買共肝煎ニ仕候上、
、歐別歩銀相渡申候得ハ、全家業ニ相离候筋ニテハ無之御儀ニ奉存候御事。

一、紅染屋共御召御用等差障ニ相成候様奉申上候段、此儀八年未之家取ニテ、紅花製地絹諸色品染分、
是迄紅染屋共紅花善悪目利仕買請候儀ニ御座候得ハ、差支可申筋無御座候様奉存候。前々ハ直買
等仕候節、御用無滞相勤未候御儀ニ御座候御事。

一、此慶会所御免之上、紅染屋目利行届不申儀有之候ハ、私手寄ニ目利巧者成者共御座候友ニ目利
致之仕候様ニ可仕候。紅花種々雨花照花仕入花買集花之類、紅花善悪ハ国々土世ニ不限、摘取候
時節天性ニ而上中下之品有之候。猶又紅染屋手支仕候而ハ、指当会所差支ニ罷成候ニ付、聊儀
略取扱仕候儀ニテハ無御座候。

第二八章 紅花向屋名目の廃止

こういふ運動は毎年のように行われていたものゝ様であるが、役所と向屋との向には、経済的な深いつながりがあったものが、愈々となると役所の判断が不徹底に終わったために、暫くすると何時とはなしに向屋の所業がまた不当なものとなつて、商人や農民の生活をおびやかしていた。

宝曆十年の訴願から三年目、明和二年の「月堂見聞集」に、紅花売買に關して、「明和二年酉と月五日、京都紅花向屋共取計不旨趣相聞候二付、再應遂吟味処、一体向屋極有之候てハ、売捌方手狹差支に在り候儀正然に付、以末向屋名目相止め、拾ヶ年以前之通り、銘々紅花出生之困へ罷越、直に賣買致候積、御代官所村々へ申渡、請印取之可差出候。」と見えている。向屋共取計宜しからずといふ内容は、決して争新しく構えたことを意味するものではなく、従来不法圧迫の所業を指しているのである。

役所がこのように向屋名目廃止といふ断乎たる処分をやつたことは、寛保元年の訴願から既に二十数年に亘つて、その否を訴えて来た最上地方の人々の切な願がなつたことであるが、この明和二年にも谷世々方から代表の者が出京して運動を続けた結果にもよることであつた。「念仏講年代鑑」明和三年の記事に、

去五月（明和二年のこと）中旬頃、紅花向屋拾四軒株御取上ニ被成、三十ヶ年以前通売買ニ被仰付候。

とあり、「工藤弥治右工門手控」明和二年の項には、

同年京都紅花向屋相止、三拾志年己前之通り、勝手次第紅花売買仕候様被仰付、右之願ハ荒町村五郎兵衛、前小路村金右工門願申候。

とある。また「大町念佛講帳」には

当年紅花向屋拾四軒御取上げに罷成、古来之通三拾年余已前之通、紅花出生之国々江直下り相成候様に、紅花最上尙主相方へ、小野日向守様より被爲仰付候ニ付、大勢郡中之百姓悦申事ニ候。当時願人荒町吉田五兵工、前小路金右工門並伝藏、当町（大町）吉田五郎兵工、右四人願成就悦帰国仕候。

と見えている。このように各村で向屋廃止の記事を書留めたということは、やはり「大勢郡中之百姓悦申事」であつたからで、案の如く翌明和三年になると、紅花直段が非常に強氣を示してまたことは次の記事から充分察知出来るのである。

大町念佛講帳

当年京都より紅屋並に向屋志而人山形直買に下り申候。依之百姓汚甚氣つよく有之、直段高直仕候。

念佛講年代鑑

五月中京都が紅屋向屋中が六と人山形へ下り紅花仕入、依之人氣強ク相成、生花直段五拾文が八拾文迄、干上り上物六拾文貳兩、五拾四五兩位仕入花揚り。右下り衆有之候ふくみ二兩、右之直段相立、百姓汚悉く悦申候。夫故干花買ニ相成下直仕候而、百兩二三駄位迄。中物四拾兩揚り。凡駄数千駄余。

右のように、向屋名目が廃止になつて、総て向屋制定以前の、紅粉屋や向屋の手代共が、直接こちらまで賣出に下つて来るようになった。然し直接需給だけでは、取引に支障を来すこともあつたので、仲売商人やすあひびという中向的なものも必要であつたし、京都において売買斡旋の労をとる機関もなければ、円満な需給関係は成立しなかつた。

この間に目を二けた同業共は、前に並秀の商人たちが興出した紅花売買場所と同じような資格を持つ紅花荷宿というものを作り、荷物の委託を受けて藏敷料をとったり、需めによつては幹旋の仕事も行う口鉄を得るといふ組織を作つて、活動を継続してゐた。

第七章 紅花世話所の開設

明和二年の向屋名目廢止から五年を経て、明和七年十一月から、全八年の春にかけて、また向屋が起きた。それは当時米沢御預所であった高橋村の五兵衛と五平治という二人の者が惣代の形となつて、京都に紅花世話所というものを専軒設ちして、売人買人を直心得させ、その向に少しの不正不当の事のない様に、万事を世話することによつて、最も安全な取引をせよと計画を立て、その細い議定書を作つて郡内各村の連印を求め、兩人が直接出京の上奉行所に願出た。そして三ヶ年に亘つてその許可方を運動し続けたのである。

その趣旨とする所は、近年紅花直段が下落して未だのみならず、米穀物まで下直であつて、大小の百姓が困窮しているので、世話所が利安金を貸付けて生活保証の一面を担当してくれることによつて、紅花の売急ぎを防止し、自然直上りを企図すれば、農民が大いに救われるのであらうといふのである。そして若しこの願の筋が許されて、紅花世話所を新設することになれば、

一、世話高百兩について、三両宛の口銭をとること。

二、年々百兩宛の買加金を運上すること。

三、百姓には年三拾兩き歩の利安金を貸付けること。

の三ヶ條を実施しようといふのである。

しかしこれは向屋を廢止して僅か数年後のことであり、希望通りたつた専軒の世話所を許可するといふことは、向屋の再興と同じ結果を招く恐れがあるばかりでなく、最も徹底した専売制を設けることになり、却つて弊害をかもし出す心配があつた。また紅花の直が果して企図するように高くなるかも疑問であるし、米穀等も下直だと申すてゝいるが、事實は穀物が不足で、むしろ高直の傾向にもあ

り、願書の内容については、充分に検討を加える必要があつたので、これを一應漆山代官所の方に戻し、再調査方を命じた。それで代官野田弥市右工門は、この趣旨に因する意見書を各郷村の名主に求めた。その中で主なる質向事項と、それに対する返答を上げれば次の様であつた。

その一は、先年紅花向屋拾四軒あつたが、村方が不勝手になるのどという理由で之を潰し、其後は直売直買相対次第になり、京都より直買の者が下るようになってから、百姓の勝手も宜しくなつた所、世話所志軒を建てては、向屋同様のことであつて、そのために百姓がまた不幸に陥る恐れがある旨、多くの村々が申立てているが、この点はどうであろうかという質向に対して、

此段、先年紅花向屋拾四軒相潰シ、其後直売買相対次第第二相成、京都より直買之者年々相下り、勝手(不明)方ニ御座候。此段世話所之儀向屋同様之事ニ(不明)候得は、強而御願申上候儀ニ而も無御座候所、世話所相建不申候得は、利安之金子借請兼候二付、印形仕候得共、七拾ヶ村余之村々障リニ相成候旨申上候上は、強而相願候存寄ニ御座なく候。

と答えている。世話所志ヶ所新規に設けることは、百姓として賛成する所ではないが、たゞ世話所が利安金を質与するというから御願しただけであるといふのである。

次に世話所願のことは、米沢御預所である高橋村佐五兵衛五兵次が惣代となつてゐるが、支配役所にはその旨一向に届出ていないのはどういふ訳か。またこの議定書は、村々の者が寄合の上認めたものか、又は重立發意の者が認め、兩人に去卯年の何月に渡したのであるかといふ質向に対しては、

此段、世話所相建候儀、私共村々心付候儀ニは無御座候。去々寅十一月去卯春迄、五平治七五兵衛別紙寫ニ差出候議定書持参、村々江相廻り、此儀承知ニ候は、見届印形可致旨申之、勿論高橋村谷世荒田村其外村々心得印形致相見へ、右議定書見届候所、差而相障リニ相成候儀無之候二付、印形仕候儀ニ御座候。依之右書付私共村々ニ而認、兩人江相渡候儀ニは曾而無御座候。勿論

向方ニ而認候哉其儀も不奉存、右之通ニ付五平治左五兵工を弘共村方心付建而、惣代ニ相頼江戸御奉行所江爲願候と申儀ニは無御座候。且又余国之者願人ニ相加リ候様、右兩人申面候得共一度も対面不仕、右兩人之者儀定書表を以、歩安全金子借請度候而已を、百姓勝手ニ奉存泪ニも可相成哉と奉存候向、外ニ差障リも有之向敷と奉存、不弁前後歩安全之金子借請申候は、御上納金難致之節、差支有之向敷と奉存印形仕候。併右歩安全金子貸シ渡候迎、引当之紅花下直ニも買請候而ハ、都而村方難儀至極ニ奉存候。右之趣御支配御役所江不奉願、並議定書江連印仕候趣、見届ケ不申段御差当請候而は、一言之申披無御座、不調法之儀何様之御咎×被仰付候共、少も御願ケ向敷儀申上向敷候。

と申披をしてゐる。これに依れば、議定書内容に差障リがないようであるから印形したこと、書付は村々で認めて兩人に渡したのではないこと、兩人を惣代と我々の村方で依嘱した覚えはないこと、否定すると共に、歩安全は御上納のためにはよいが、その分だけ紅花を下直に買付けられるので、却て村方の難儀になることをむしろ心配し、御支配役所に一言も申上げず連印した事については、全く申わけがないと詫言を加えている。

この返答書を差出した村は、高木・大清水・荷口・今町・窪野目・寺津・藤内新田・千手堂・七浦・風向・上東山・十文字・西山寺・原田・両執野戸・両葛津・田長野・両大町の十八ヶ村であつた。さらにこの向題の榮生当時調印しなかつた村々に対しては、代官所においては別に意見を徴してゐるのは注目すべきであらう。幕府の側からすれば、財政の豊かでない時代のことであつたから、年々百両宛の買加金を出すということについては、奥に有りがたい事であつた。しかししたつた一ヶ所の世話所を設けるといふことは、将また向屋制度時代のような紛争の起ることも予想されるので、出まらだけ百姓の苦えをまとめて、設置したいというのが本心であつたように見える。それで野田代官

は別に次のような質向を發しているのである。

京都に世話所が出来れば、売買は両方の相対になることであるし、また買集めに奥羽に下ることも差障りがない由であるから、「前々有之候向屋と、記も違ひ候趣ニ相向申候しのみならず、目つまた「向屋相建候以後も、紅花売高百兩ニ付三面宛は、唯今以荷宿江請取申候向、右之分世話所請取、右之内が冥加金をも上納致候由ニ候向、差障り筋も不相面し郡中惣代佐五兵工、五平治の願が出てゐるのみならず、百余ヶ村余の連判証文もあることなので、差障りはあるまいと思ふが、世話所設立のことは、確かに郡中の希望する所であるのが申上げられたいといふのである。

この質文の内容からすれば、世話所を設けたい当局の心算がよく窺われる。しかし百姓たちにとつて見れば、こうした專業權を持った特權商人が再び發生するといふことは、先きの向屋によつて、既に苦い經驗を与えられているので、当局の氣持はわかつていても、容易に了解する訳には行かなかつた。質向を受けた村々の名主たちは、百姓の総意として左のような返答書を差出し、体よく世話所反對の意見を述べている。

此儀右御糺之趣、百姓共へ得と申談候所、私共村々紅花作專一之場所ニ御座候得共、此度佐五兵工五平次、紅花世話所相建度願江相加り、連判証文相渡候者共無御座候。勿論先年京都ニおゐて向屋拾四軒相建候節、村后不勝手ニ御座候由ニ而、先年当国商人とも江戸表江御願申上候而相潰れ、其後直売直買相対次第被仰付候ニ付、其砌々京都が直買のもの年々罷下り、勝手宜敷御座候。尤直売直買勝手次第相成候而己未、百姓不勝手ニ相成候儀少も無御座候。先年向屋拾四軒相建候節、商人とも年寄次第罷登り売買仕候節、向屋共渡世之儀ニ御座候向、商人勝手ニ相成候様、老人毎ニ出情相励可申所、無其儀却而右拾四軒由合、自然と商勝手狭に罷成、殊ニ紅屋と商人直相対し不爲致様罷成、不勝手ニ御座候所、此度願ニは世話所と申立、売買ニは不相抱候旨申上候得は、右向屋

同様之儀と奉存候。右拾四軒相建候節之へ、前書之通取計ひ候由、况や老軒相建候而ハ、猶又右二准し商人手狭ニ相成可申と奉存候。左候得は百姓后不勝手之筋と奉存候ニ付、世話所相建候願之儀私共村々百姓共望無御座候。尤紅花直段高下之儀ハ、紅花摘立日數十二三日之間ニ御座候所、其節一日二日置ニ兩統有之候得ハ、紅多罷成直段官敷、若し其年兩統無之候得は、日照花ニ而紅薄ク直段下直ニ御座候而、直段高下之儀其年其節之天氣次第ニ而売買仕候故、京都紅花向屋江売買ニ抱候も無御座候。然る上は新規ニ世話所相建、百姓勝手之筋ニ決而無御座候向、是迄之通被仰付置被下候様仕度奉存候。尤世話所ニ而紅花荷物引当を以、利安ニ村々江前借等致候趣申上候由ニ候得共、例年村々商人ハ紅花摘立以前、前借等相渡候儀も御座候。殊ニ百姓之儀は其日ニ水花ニ而商人江売拂、早速金子手取候得は、荷物引当前借と申儀は、小商人之内ニハ勝手ニも可相成哉、百姓勝手之筋ニは無御座候。勿論手区ニ商仕候者は、京都ニ出店も可有之、其外知ル人之江勝手次第ニ爲差登候得ハ、金百両ニ付三両と申口銭も相定候儀は有御座候向、尤候得ハ直売直買勝手次第之儀ニ而商物捌方宜敷様ニ奉存候向、是迄之通被成下置度奉存候。

奉行所ではまた別に、商人の手を緩ずして、百姓より直ちに世話所江差出すようにしたら、中間の者に利を占められることもなく、その分だけの収入が増加することになる訣であるが、こういう点についてはどう考えるかとの質問を出している。これに対しては、

干紅花之儀、年未致馴不申候而ハ出ま不申、又は其村水不買捌方ニ而ハ干花難相成候ニ付、先年々百姓手元々、中買之者共水花買取候而も、尚又干花致候者江売渡候儀ニ而、甚功者不功者有之儀ニ付、百姓直登之儀ハ、商人と違ひ素人ニ而手馴不申儀、其上羽州之儀遠國ニ而、海上も有之候得ハ自然難所等有之節ハ、行当差支可申と難儀ニ奉存候。商人共之儀ハ登リ下リ商物見込も有之儀、百姓之儀は紅花一色之事ニ御座候得は、旁々以百姓直ニ爲差登候儀は、不相成儀ニ奉存候。

と返答書を差出した。紅花は干花にするさへ熟練を要するものであり、それにまた黄氣を除くには清澄な水を必要とするものであつて、摘み取つた水花を、百姓自身でこれを干花にするといふことは、中々困難なことで、やはり商人に渡して、経験の充分に積んだ者に干花にして賣うことが必要であつた。尚また羽州から京都に送るには酒田から敦賀まで海上輸送である關係上、紅花一色を商うことになれば、万一破船でもすれば全面的な損害を受ける心配も強い。商人の右は紅花だけでなしに、上り下りに応じた他の商品も取扱うので、紅花荷が災害を被つても、他の商品で儲けるといふ手もあるので、百姓としては自身で送るより、商人の手を通じた方が都合がよいといふのである。奉行所の役人には、こういう具体的な実状には全く疎く、商人に渡さなければ、その利分だけ百姓の利潤が多くなると、数学的な計算しか考えられないのである。

然し何を言つても奉行所の腹は見えずいてゐることなので、藤本基助代官所管内拾ヶ村、野田弥市右工門代官所管内と拾五ヶ村は、同慶時代の轍を踏まぬことを条件として、壹ヶ年を限り世話所の設置を諒承している。明和九年七月に、これらの村々が提出した書付は次のようなものであつた。

乍恐書付を以奉申上候

此度紅花売買世話所相建度旨願人有之、依而障有無之御糺ニ付、私共八拾五ヶ村惣代として出府仕候所、被仰留候者、右世話所相建候儀者、先年向屋拾四軒相建候節與者、願筋格別相違之儀ニ而、後々不勝手之筋も候はし、其節子細申立仕方相直し候共、勝手次第二仕、勿論願人御吟味之上、隨分百姓共勝手ニ相成候様可被仰付向、強而差障可申請し無之筈之旨、逸々被仰渡奉承知候。畢竟右世話所之儀ハ、紅花売金高百兩ニ付三面宛口銭之名付、世話所江請取候儀ニ候得共、国元買出商人共夫丈ク之歩合に引当テ、紅花相調候ニ付、自然ト百姓手元紅花直段下直ニ相成、左候

は百姓不勝手之筋眼前ニ而、大勢の百姓難至極仕、其上羽州之儀者雪国ニ付、畑疋一作ニ而困窮仕候得共、紅花斗リニ而漸々取統露有、別而紅花之儀は愈地ニ而生之不宜候向、随分土地宜敷御高免之畑地江仕付、紅花一色之助成を以、是迄御年賣無帶御上納仕奉、百姓渡世相送り申候向、何分只今迄之通り被仰付被下置度旨奉願上候所、猶又被仰付候者、縦何程申立候而も、未如何様とも不被仰付、已前彼是難渋申候儀は、見越候了管ニ而御取用難被遊候向、一旦は御請仕、其上ニも困窮之筋有之者、何れニも可相願旨情々御利害被仰向、御吟味之趣無拗奉存候向、世話所御請可仕候。併右世話所之儀乍恐愚昧之百姓存知寄リニは、後年ニ至リ候は、先年拾四軒向屋同様ニ立戻リ、商疋手狹相成リ可申哉、是以見越候儀強而難奉申上候向、右世話所之儀差々年季ニ被仰付被下置度奉願候。然ル上は若右年季之内百姓共勝手相成不申、御年賣御上納等之差障リニも相成候砌ハ、世話所御免御訴訟可奉申上候向、何卒格別之御慈悲、此段御向済被成下、已表百姓共取統候様御勘弁之上、被爲仰付被置候様奉願上候。已上

藤本甚助御代官所

明和九年辰七月

羽州村山郡長瀬村

拾ヶ村惣代名主

伝 三 郎

右同断揃山村

同断名主

又右工門

野田弥市右工門御代官所

同州同郡藏増村

七拾五ヶ村惣代名主

忠三郎

右同断長崎村

同断名主

孫左エ門

右同断山家村

同断名主

三右エ門

御奉行所様

昔々年の実績によつて、若し万一百姓共に不利であつて、このために御年貢御上納等に差支が生じたような場合には、世話所廃止の訴訟を起すから、その点充分に了承の上設置して貰いたいという、当時の書上としては随分強硬な態度のものであつた。百姓にとつては、向屋制度の轍を踏まれる危険性を充分に感知されていたことであつたので、御上の意向はどうであろうとも、二度と当時の苦杯はなめたくなかつたのである。それだけに無知にさえ見えな村山地方の農民百姓にも、経済の意識は高まり、強硬な申出となつたのである。

世話所設置のことについては、前記のように明和九年一月頃までは反対の空氣が濃厚であつたが、七月に入つて漸く以上の様な條件を附して、止むを得ず賛成したので、京都にこの年から設置を見たものと思われるが、借しいことに其後の資料が発見されていないので不明である。然し思うに奉行所においては、農民のこの切実強硬、しかも具体的な反対理由を示されては、無理押しにする説にも行

がず、世話筋を充分取締つて、農民に不利益を与えぬよう注意すると共に、何年か一度、新たに議定書を提出させて、この仕事を永続させたのではなかつたかと思われる。そうでなければ、農民百姓も正直に認めているように、京都の紅粉屋と直接売買ということの困難さがあつて、取引を順調に行うことは不可能なものであつた。明和九年から廿七年を経た寛政十年十一月に勘定添奉行支配大黒屋平兵衛から、田屋専吉を差添人として提出した議定書に次のようなものがある。

紅花世話所願二付議定書之事

一金百兩 爲買加年々上納可仕候事

一金貳百兩 御郡中江年々爲備米代金差出し可申候。但先達願二ハ、在京之商人無旅籠二而相賄候等二申立候得共、右候而八百姓方之益筋二誓不申由二付、此度願書振替候積二御座候。

一御郡中より世話所越法之善悪爲御見届、貳三人御登可被下候。尤右入用之儀ハ此方二而諸事可仕候事。

一紅花引当金之儀ハ、日三拾兩二付金巻歩宛之利足二而、此世江金子持参仕、金子入用之商人中江八貸付可申候事。

一紅花売捌方之儀ハ、荷主買人直相対二而売払候様世話可仕候。尤送荷之分ハ直相対も不相成、疑惑相立候二付、御郡中より御立合之衆中、並其荷主最寄より在京致居被申候御方立合を以、爲売捌可申候。世話所一己之取立仕向敷候事。

右之通少も相違無御座候。且紅花代金百兩二付三兩宛之曰銀金受取之、前書御買加金を始、御郡中備米代金並外諸雜用取賄可申候。依之先爲試一ヶ年相勤、売捌方并理惠敷有之候節ハ、御取放被願候様可仕候。売捌并理惠敷、御郡中潤益之筋二も相見得候ハ、去々被仰付候様仕度候。以

上。

憲政十年十一月

御勘定添奉行支配

大黒屋平兵工

差添人

田屋伝吉

この議定書の文面から察すれば、その時の状況によつてその内容も変化していることが判る。即ちその項目は、

- 一、上司に対しては年々百兩宛買加金を差出すこと。
- 二、郡中に対しては年々貳百兩宛備米金として差出すこと。
- 三、郡中からは、世話所監督として二三人宛京都に派遣すること―但しその費用は世話所が総て負担すること。
- 四、三拾兩歩の利安金を世元商人に前貸すること。
- 五、世話所は売主買人相対を以てなす様世話すること。
- 六、その口銭として百兩に付き三兩だけ申受けること。
- 七、以上の條件で試みに巻ヶ年限り設置すること。

となつてゐる。

尚この議定書の文面からすれば、先の願書には、在京の商人に対して、滞京期間中の旅籠賃は総て世話所において支拂うということにしていたが、この言法は百姓の方に利益を与えないので、そういう制度を止めて、郡内の備米代金として、年額貳百兩宛を差出すことに振替えたと言つてゐるが、こういう所からも明和末年から世話所が出来、度々議定内容を改正しながら、存続してまたものゝやうに察知される。

世話所の設置については、百姓方においても前述のように、その危険性に関して十分に警戒もし、率直にして理を尽した意見書も当局に提出して来ているので、関係役所としても、企画請願者側としても、余程自戒をしたわけではなく、百姓方に対しては無料宿泊とか或は監察人の上京を要望するとかの恩典を与え、また役所に対しては多額の買加金を納入してその歡を求めるとかの方法を採つたのであるが、年代を経るに従い、かねて百姓方が心配したように、漸次資本主義的な傾向に陥り易いのは必ずしも個人的な悪徳な商行為だけとは限らず、時代のもたらす経済の変化に伴う成行きでもあつた。殊に百姓方の物の考え方も徹密になり、世話所の実体というような事を、ソロバンにはじく様な者も出て来るようになる。その反抗心も強くなつて来て、この組織に対しても猛烈な反対運動が展開されたのである。寛政慶から更に拾ヶ年を経過した文化五年になると、鈴木善七工門代官所尾花沢陳屋付宮崎陳屋付、川崎平右工門代官所紫橋陳屋付寒河江陳屋付、上杉彈正大弼預所漆山陳屋付の惣代名主等が、江戸神田の新七という者を世話引受人として、奉行所に又々訴状を提出、世話所の改革を願ひ出ている。

乍恐以書付奉願上候

出羽国村山郡之内上郷々作出シ候産物紅花、仲買之者共干立、京都江爲差登売捌候二付、先年者京都表ニ紅花向屋拾四軒有之、右向屋共世話を以売捌、口銭として金百兩二付三面ツ、請取、向屋株式相続仕末候処、其後右向屋共私欲ニ拘り、勝手之取斗有之候二付、商人共々奉願上、御吟味之上由訳難相立、株式御取放ニ相成、其後向屋と申名目も無御座、旅籠屋同前之所江附入、荷宿と号、右荷宿之取斗を以紅屋共江売取得共、売主一人一向内対も不爲致、宿々存寄を以売捌表、近年別而私欲ケ向敷取斗ニ而手警相向、勿論口銭と申候而ハ引取不申候得共、志駄二付内実何程

宛之助或有之哉、荷主手前二而者一向不相分、且直段引上ケ候者其刻売払候而モ、以前下直致候節之売仕功ニ仕立、又者直段引下ケ候得者、前売払候荷物モ其節之相場ニ繰替候躰之様子、甚疑敷儀共御座候向、右不正之取斗有之候儀モ見込候商人共取組候而、江戸大伝馬田ニ罷在候大黒屋九左工門ト申者、京都江紅花世話所老ケ所相建、売主人直相對ニ爲致、売買明白ニ致候様世話仕候ハ、直段モ格別ニ相進シ、百姓益筋ニ可相成哉之仕法目論之上、旧年奉願候二付、百姓益不益之有無度々御糺モ御座候得、世話所老ケ所ニ相成、不益之儀モ出未可仕哉難斗之旨見越候郡中モ有之、村山郡区々ニ而、是迄願成就モ不仕候歟、段々京都表之取斗万年増自分勝手而已ニ而、荷主共多分撰金仕、自ラ相進シ不申、自然ト直段ニ拘リ、連年百姓困窮之基ニ罷成候二付、此度村山郡御料所一同熟談之上、右世話所取斗候引請人江戸神田久右工門即老丁目代地忠ト店新ト外老人江取組、尤世話所仕法之儀、村山郡ト作出し候紅花豊凶之差別ハ御座候へ共、老ケ年凡七百五十駄ト見込、老駄二付平均四拾兩替ニ積立、金高三万兩ニ及ひ候二付、金百兩二付口銭三兩宛別取候得者、老ケ年金九百兩有之、右之内ハ御公儀様江爲御冥加金年々金百兩宛上納仕、外二金貳百兩者凶年飢渴之節、村山郡御料所百姓爲手当米穀買入、年々其最寄々江田置備ニ仕、残金三百兩者売捌之儀ニ付、世話人共利慾勝手之取斗無之ため、村山郡ト身无槌成者共相撰、三四人宛年々京都江爲差登、世話所ニ相詰居候積ニ付、道中往返諸雜用逗留之内、賄代銘々給金等相渡、其外世話所造立諸入用並荷物藏敷賃等相払、全相残リ候金子者、世話所引請人共江相渡候様仕候ハ、私慾勝手之取斗モ出未不申、目金主之儀者、紅花爲差登候以前、村山郡江金子致持參、紅花荷敷ニ応シ、老割之利息ヲ以貸渡候得者、仲買商人共手支モ無之、百姓売ニモ自ラ手広ニ罷成、右代金上納方モ抄取、旁潤益之筋ト奉存候向、向平右之逸々乍恐御賢察被成下、仕法之通爲試三ケ年世話所取扱二被爲仰付被下置候様奉願上候。目示右世話所様式之儀者、引請人兩人江爲

担任候儀ニハ無御座、郡中と相持ニ仕、右之仕法ニ而百姓不益之筋も有之候ハ、不限何時願之上仕法替仕候筈申合候向、試として先ツ三ヶ年世話所建被爲仰付被下置度奉願上候。

以上の願書によれば、村山御料地から出る紅花は凡そ七百五拾駄であるから、志駄平均直段を四拾両と見積れば年額三万円となる。世話口銭は百両について三両の割とすれば、九百両となり、その中興加金百両、備米代貳百両を差引いても、世話所には六百両という大金が残ることになり、口銭は言うものゝ、それだけ百姓方の不益ということになるので、六百両の中から更に次の分だけ支払つて呉れることを要求したのである。

一、監察立合人三四の、上京道中往返の諸雑用、逗留中の賄代、銘々の給金、

二、世話所造立諸入用

三、荷物の藏敷料

尚金主は紅花を差登せる以前に、金子を持つて村山郡へ来て、紅花荷の數量に応じて、巻割の金利をもつて前渡にすること。こうすることによつて仲買商人共も手支が生じなくなるし、百姓共もまた石代金の上納に差障りが無くなり、大變都合がよろしい。

以上の條件を採用するならば、改めて今後三ヶ年だけ世話所の制度も認める。しかし、この方法でも百姓の不利益を来すと考えられる場合には、何時なりともこの仕法を変更するだけの自由を保留するといふのである。

この訴訟の結果、世話所側はこういう態度に出たか、奉行所としてどういう裁定をしたか不明であるが、本文末處に「試として先ツ三ヶ年世話所建被仰付被下置度奉願上候。」とあることによつて推察するに、直接奉行所の方に対する興加金が減じる訣でもなかつたし、百姓を不幸に陥らせることはむしろ当局の不利になることを思えば、この願意は固き届けられ、暫らくこの方式で世話所が継続さ

れたものである。

第八章 結び——経済の動きに抗し兼ねる

以上各章を要約するに、享保以前に既に私的な組織として成立した紅花向屋の制度が、享保の末年になつて奉行所から公認されたのであるが、それに伴い向屋としての勢力が増大し、地方生産者と京都紅粉屋との間に亘つて、その取引に不明朗な点が生じ、不当な利益を占有するようになったので、寛保以来相次いで訴訟事件が発生し、明和に至つて遂に向屋名目の廃止といふことになつた。

その間、向屋制度そのものにも変遷變興があつたり、紅花売買場所の談立をみたり、紅花荷宿の設置となつたりしたが、それらの新しい機軸も、新しく進展する経済社会に即応する機軸ではなかつた。

ために、發達する可能性は最初からなかつたものである。そして明和九年から新に紅花世話所というもの、設置を見たのであるが、これも、最初の頃は忠実に妥当な活動をやつたが、年月を経るに従つて再び向壁制度時代のような弊害を生むに至り、再三生産者側との問題が発生し、遂に文化五年の改正意見の陳情に至つた。

その向實に七拾年の長きに及んだのであるが、専売特権階級と生産者側との向の紛争が続いたのである。特権者は大きな組織の力や、或は莫大な資本の力によつて、市上に取入り、生産者を偽購し、さらに経済社会の必然的な型に契つての動きであつたために、経済意識の高まつて来た生産者と雖も、遂に特権者に抗しては、徹底的な勝利を占めることは出来なかつたのである。文化二年の借用証文に次のようなものがある。

紅花荷物売代金借用証文之事

一 正金百九拾六兩貳分

銀八匁六分四厘

御兩印紅花込荷五駄
去々文十二月限売附代金目錄表也

此所

内金五拾兩

當時御渡申相済候分

交金貳拾兩

当刃五月廿日限御渡可申事

又金三拾兩

當響十二月廿日限御渡可申事

残金九拾六兩貳分

別紙出世証文ニ而相済候分

銀八匁六分四厘

右去々文秋大津藏入之紅花荷物、讓左工門殿御上京被成、御疊廣御差込を以、私宅江送込ニ相成候外、其冬十二月限ニ売附、代金売先々日限相渡り候故、翌早春右金目錄表不残御國元江無

相違御下可申普之処、私近年身上不如意二付、無擬右金私勝手ニ遣込不埒之段恐入候。尤紅花荷
 乏儀者、御差荷之事故売代金取込同様之致后二付、去冬ノ夫而已御支配商人御登リ被下、段々預
 御催促、既ニ御公訴ニモ可相成処、尤様相成候而ハ、私家名相続難出来、甚当惑仕リ恐入候。依
 乏大黒屋久右工門殿取扱を以、段々御申上候処、格別之御了管を以、正金百九拾六兩
 貳分、銀八匁六分四厘之内、當時金百兩差入、残金ハ我等出世可致込御借被下候段、恭仕合ニ存
 候。然ル歟尔今渡世も相休ミ居候程之事故、当金百兩之才覚出来兼候二付、又々御願申、前書之
 通右金百兩之内、当金五拾兩御渡申、又金貳拾兩来ル五月廿日限可差上、又金三拾兩当暮十二月
 廿日限ニ御取被下、当年中都合金百兩可相済儀、訣ケ而御願申上候処、御面済も不相成趣ニ候得
 共、厚キ御慈愛を以御承知被下、重々難有存候。然ル上ハ書面之通少も無相違限月毎々急度相済
 可申候。若反遅滞候ハ、取扱人加判之者引請、急度并済可仕候。尚又残金九拾六兩貳分、銀八
 匁六分四厘ハ、私相続出世仕込、仕合証文別紙差上置候。右者当金百兩割済相済候迄、爲後証加
 判証文仍而如件。

文化二年丑二月

紅花売代金借用人

京東洞院六角下ル

近江屋九郎兵工

右取扱人

同所鳥丸通

大黒屋久右工門

殿上谷地

同寒河江

安達屋又三郎 殿

和泉屋藤左工門殿

御支配衆中

これを以つて見れば、文化頃はやはり大黒屋久右工門が世話前を經營し、近江屋九郎兵工のような

人々に紅花の世話を行つていたものである。所がこの時の同じ向屋に關する別な出世証文の文言に、近江屋の言として、「格別之御慈愛を以、私出世迄御延引被下候上ハ、此已未何卒御陰を以渡世相働き、私家名相続仕不致等困ニ、紅花向屋ニ而身上行立次第、可相成丈ケ追々ニも返納可仕候。」とあるが、これに依つて察するに、世話所が出来て幾年か経過すると、以前の向屋衆はやはり権力を發揮して、單なる紅粉屋や紅染屋とは別に、世話所という一つの機關を通過した向屋を關いたものである。

しかもこの証文で問題になるのは、向屋共は相変わらず以前の所謂濱向屋のような理由によつて、地方の商人に代金を支払わず、迷惑をかけていたということである。濱向屋になれば、勿論代金の支払は全く不可能になる訣であるが、この証文は持に出世証文としている所に、以前の濱向屋の性格と異り、身上が立行くようになれば返済するということになつていて、充分に善意を持つてゐるものと解される。しかしこの種の証文が幾つもある地方商人の手に残つてゐるということは、遂に返済の義務を果さなかつた、つまり濱向屋と同様の結果を商人に与えてあり、それがやがて製産百姓に大きな打撃を与えたことになりはしない。谷地の和泉屋藤左工門と寒河江の安達屋又三郎は、この地方の紅花荷主として、近江屋九郎右工門と關係の深かつたものであるが、証文宛名の最後に、この兩人の御支配衆中とあるのを見れば、両荷主に結ばる仲売人やサンベは言つて反ばず、全部の百姓にまでその被害が及んでいたものと思われる。

向屋制度は經濟が発達し、商取引が広汎になるに従つて、生産者と消費者との關係が複雑化するにつれ、その中を仲介する必然的な機構として、次第に重要な意味と力を持つようになつたのであるが、これが組合を組織して專業化し、利益の独占化を計るようになること、次第に横暴を加えるようになった。その実体は既に説いた所であり、このために長年月に亘る訴訟問題も生じた訣であるが、そ

の結果紅花向屋としての制度そのものは廃止となつても、それに代る機関の設置はどうしても必要であつた。然しその機構は變つてみても、行務内容においては大差がない所から、やはり同様の弊に陥ることは阻止出来なかつたのである。

仮りにこれらの全面的に廃止し、生産者或は荷主と、紅花屋の相對売買だけによるとすれば、向屋の横暴から逃れることは出来ても、却つて需給を調節することが不可能になり、資本の融通に困難をまし、引いては生産の發展を阻むことになる恐れがあつたし、市場を混乱に陥れることも多かつた。取引型体としての一般的向屋は近世において特に江戸や大阪に發展したが、これらの醸す弊害も、紅花向屋の場合と同様であつたので、天保の改革当時、幕府は總ての向屋組合を廃止したが、それは向屋に対する刑罰的な取扱からだけの処置であつて、経済的な面からの考慮に立つていなかつた。ゆゑに向もなく復活するという不手際を演じたのは、速上のような理由があつた。ゆゑである。羽州最上の荷主や生産者たちの経済意識は、次第に高まつて来たとは言ふものゝ、その抗爭は向屋に類するものゝ弊害に対する反感の音が強くて、向屋に代る全く新しい形式を經濟組織の上に作り得なかつたという所に、完全な勝利を収めることが出来兼ねた原因があつたのである。

(本稿は昭和廿八年慶文部省科学研究助成金によつて成る)